

【素案】

佐賀県

「食」と「農」の振興計画 2023

「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村」

の実現を目指して

令和5年 月

佐賀県

目次

第1章	計画の策定に当たって	1
第2章	食料・農業・農村を取り巻く情勢	2
第3章	計画の目指す姿	5
第4章	将来のさが農業の発展につながる園芸振興	6
第5章	施策の展開方向	
I	磨き、稼ぎ、つながる農業の確立【農業の振興】	
1	稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ	
(1)	佐賀の強みを活かした収益性の高い農産物づくり	
①	施設野菜	10
②	露地野菜	12
③	果樹	14
④	花き	16
⑤	茶	18
⑥	畜産	20
⑦	米・麦・大豆	22
(2)	スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及	24
(3)	農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進	26
(4)	県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大	28
(5)	持続可能で安全、安心な農産物づくり	30
(6)	多様な雇用人材の確保	32
(7)	地域の営農ビジョンを実現する基盤整備の推進	34
2	次世代の担い手の確保・育成	
(1)	意欲のある新規就農者の確保	36
(2)	経営力のある担い手の育成や女性農業者の活躍推進	38
(3)	企業・法人の農業参入の推進	40

(4) 優良農地の確保・集約	4 2
II 活力ある農村の実現【農村の振興】	
活力ある農村の実現	
(1) 食や農業・農村に対する理解促進とイメージアップ	4 4
(2) 中山間地域農業対策の推進	4 6
(3) 有害鳥獣被害対策の推進	4 8
(4) 快適で安全・安心な農村づくり	5 0
第6章 施策の重点項目	
1 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成	5 3
2 担い手への農地集積・集約	5 4
3 園芸団地の整備・拡大	5 5
4 たまねぎの生産拡大	5 6
5 平坦地での果樹園地の拡大	5 7
6 「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の拡大	5 8
7 水田農業を担う生産組織の強化	5 9
8 多様な雇用人材の確保に向けた体制の強化	6 0
9 良質な堆肥の利活用の推進	6 1
10 中山間地農業の発展に向けた取組の強化	6 2
11 「プロジェクト IF」の推進 ～災害に強い農業・農村づくり～	6 3
第7章 各地域における重点項目の具体的な取組	
1 佐賀中部地域（佐賀市、多久市、小城市）	6 4
2 東部地域（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）	6 6
3 唐津・東松浦地域（唐津市、玄海町）	6 8
4 伊万里・西松浦地域（伊万里市、有田町）	7 0
5 武雄・杵島地域（武雄市、大町町、江北町、白石町）	7 2
6 鹿島・藤津地域（鹿島市、嬉野市、太良町）	7 4
参考	
・農業生産の目標等	7 6
・さかの食と農を盛んにする県民条例	7 9

第1章 計画の策定に当たって

1 背景

- 「さかの食と農を盛んにする県民条例（平成17年4月施行）」に基づき、令和元年8月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画^{にせんじゅうきゅう}2019」を策定し、農業・農村の振興を図ってきたところです。
- 計画策定から4年が経過する中で、農業・農村を取り巻く情勢等は大きく変化しており、そうした情勢等に的確に対応していく必要があることから、新たに「佐賀県『食』と『農』の振興計画^{にせんじゅうさん}2023」を策定しました。

2 計画の性格

- 「さかの食と農を盛んにする県民条例」第27条に基づき知事が定める、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けています。
- 農業者の方々や農業団体、市町においては、農業・農村の振興に向けた取組の共通の指針として積極的に活用していただくとともに、県民の皆様には、生活者として農業・農村の振興に対する理解を深めていただき、一層の協力・協働を期待するものです。

3 計画の期間

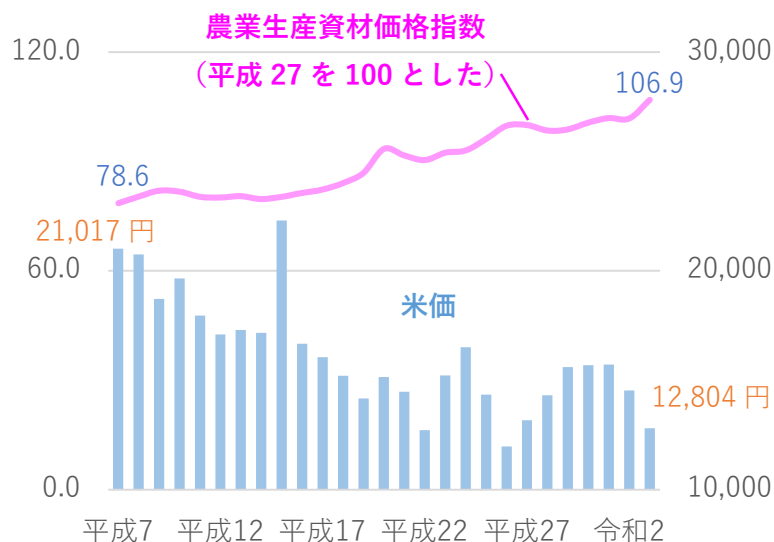
- 令和5年度から10年程度を見通した計画とし、施策の効果を検証するために、令和8年度に中間目標、令和14年度に最終目標を設定しています。
- 情勢変化等に的確に対応し、効果的かつ効率的に施策を展開するため、おおむね5年ごとに見直しを行います。

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

(1) 農業・農村の主な情勢

① 農業所得の伸び悩み

規模拡大や法人化が進み、販売額が1千万円以上の農家の割合は増えているものの、世界情勢の急激な変化に伴う生産資材価格の高騰や米価の低迷、異常気象による災害の頻発化などの影響で農業所得は伸び悩んでおり、農業経営は厳しい状況となっています。



※農業生産資材価格指数

肥料や光熱動力など農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格（消費税含む）を指数化したもの。

※米価

平成17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。平成18年産以降は相対取引価格の平均値。運賃、包装代、消費税を含む。

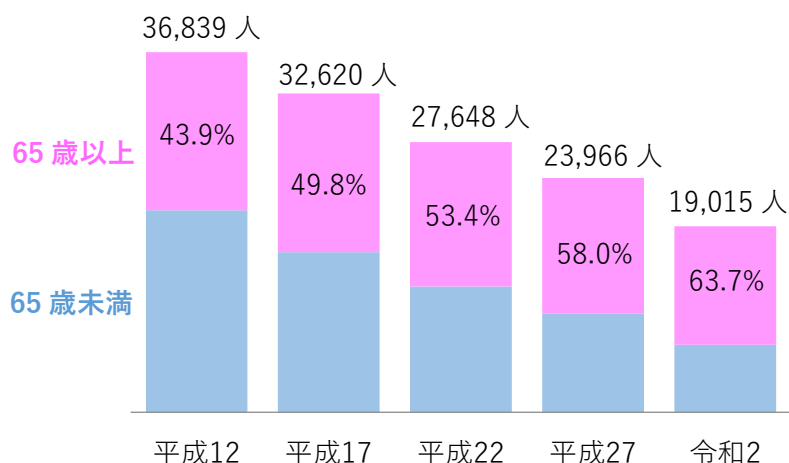
図1. 農業生産資材価格指数、米価の推移

資料：農林水産省「農業物価統計」「米の相対取引価格」

社団法人米穀安定供給確保支援機構「年産別の全銘柄落札加重平均価格（指標価格）の推移」

② 農業従事者の高齢化や減少

基幹的農業従事者数は、令和2年は19,015人となっており、10年前と比較して3割以上も減少しています。今後はさらに担い手の急速な減少が進む見込みであり、産地の維持や農地・農業用施設の適切な保全・管理等が課題となっています。



※基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

図2. 佐賀県の基幹的農業従事者数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 農業・農村を取り巻く主な経済・社会の情勢

①労働力不足

少子高齢化等の影響により生産年齢人口が減少しています。有効求人倍率は、一時期よりは落ち着いたものの、多くの業種で1.0倍を超えており、労働力不足は依然として深刻な問題となっています。

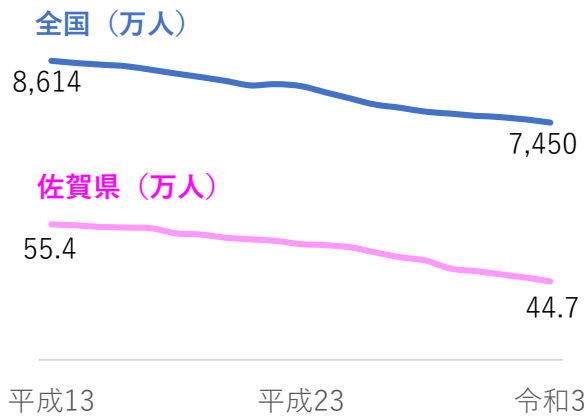


図1. 生産年齢人口の推移
資料：総務省「労働力調査」

※生産年齢人口
15歳以上 65歳未満の人口

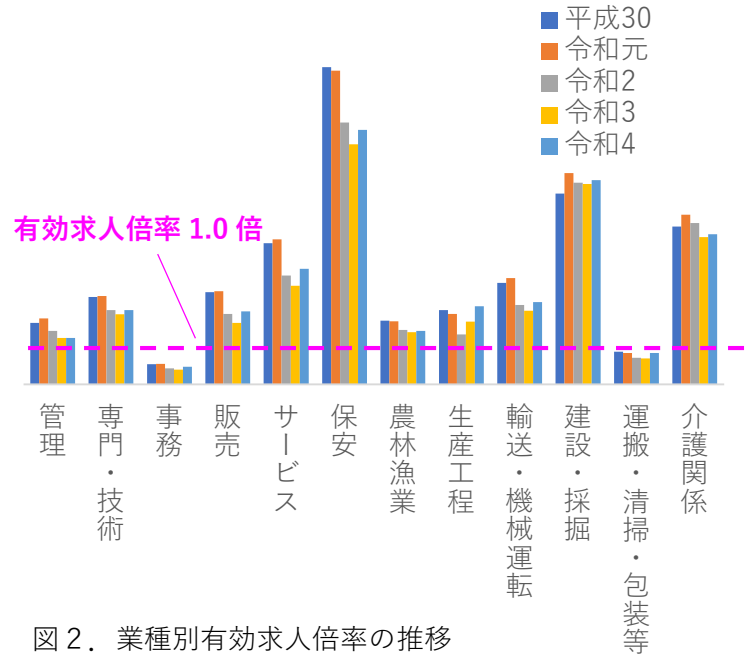


図2. 業種別有効求人倍率の推移
資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

②物価高騰

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の高騰、国際情勢の大きな変化に伴い、燃油や化学肥料等の生産資材、配合飼料の価格が高騰しており、農家経営を圧迫しています。

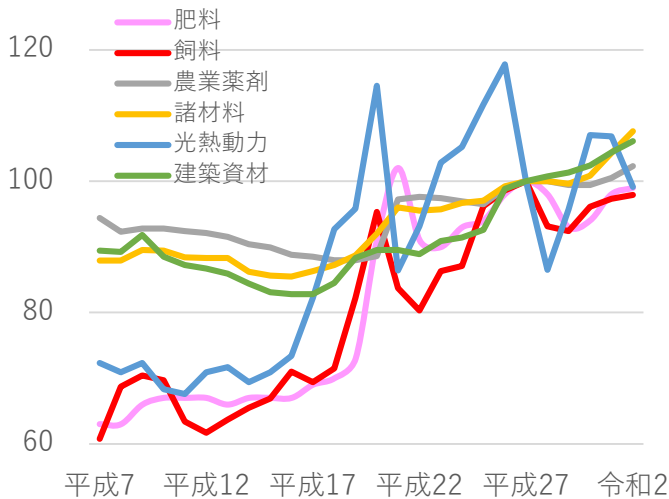


図3. 農業生産資材類別価格指数の推移
資料：農林水産省「農業物価統計」

※平成27を100とした指数。

※類別の内訳は以下のとおり。

- 農業薬剤：殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤
- 諸材料：農業用ビニール、段ボール等
- 光熱動力：軽油、重油、農用電力、水道料等
- 建築資材：角材、板材、硬質塩化ビニール管等

(3) 佐賀県農業の特徴

佐賀県農業の概要

本県では、温暖な気候や肥沃な土壌など、恵まれた自然条件を活かしながら、平坦地域では、主に米や大豆と裏作に麦やたまねぎ等の露地野菜を組み合わせた生産性の高い水田農業が展開され、中山間地域では、みかんやなし等の果樹経営や肉用牛をはじめとした畜産経営などが行われており、近年の農業産出額は1,200億円程度で推移しています。

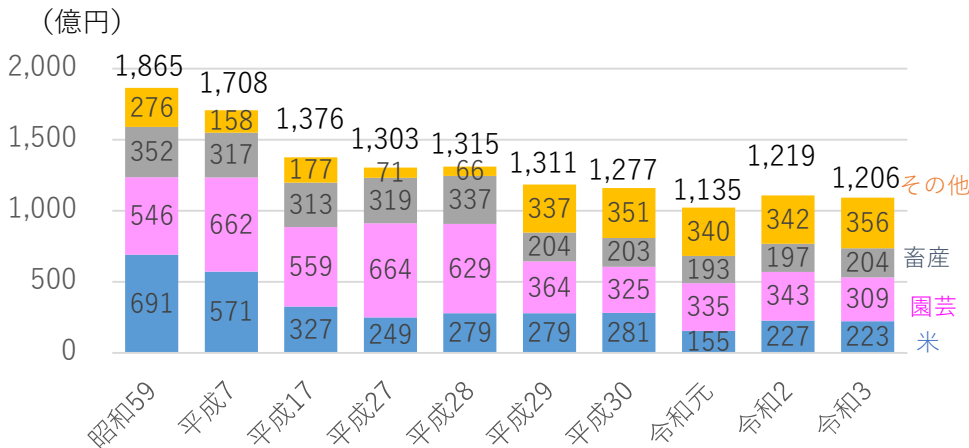


図1. 本県の農業産出額の推移
資料：農林水産省
「生産農業所得統計」

全国に誇れる佐賀の農産物



ハウスみかん生産量(R3年産)
ハウス幸水なし生産量(R3年産)
二条大麦生産量(R3年産)

全国 1 位



たまねぎ生産量 (R3年産)
アスパラガス 10a 当たり収量 (R3年産)
れんこん生産量 (R3年産)
大阪中央市場への和牛出荷頭数 (R3年度)

全国 2 位



「うれしの茶」(R4年産)
全国茶品評会 4年連続農林水産大臣賞



米の食味ランキング (R4年産)

特A評価

「さがびより」 13年連続獲得

地域の特性に応じた多彩な農業が展開

平坦部

- 米・大豆に裏作としてたまねぎなどの露地野菜を組み合わせた水田農業
- いちごやアスパラガスなどの施設園芸

山間・山麓部

- みかんや梨などの露地・ハウス栽培や茶
- 夏季冷涼な気候を活かしたほうれんそうや花きなどの園芸農業

上場地域などの畑作地域

- ハウスみかんやいちごなどの施設園芸
- たまねぎなどの露地園芸
- 肉用牛などの畜産

各地域

- 付加価値を高める農産加工や農家レストラン、観光農園、農家民宿などの農村ビジネス

第3章 計画の目指す姿

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少、高齢化や雇用労働力不足の進行、世界情勢の急激な変化に伴う生産資材価格の高騰、さらには、相次ぐ気象災害による農業被害の発生、コロナ禍での人々の食生活の変化に加え、農業におけるスマート化やDX化の進展など大きく変化しています。

こうした中であっても、本県の基幹産業である農業が将来にわたり発展し、農家が安心して農業を続けていくためには、収益性の高い品目の導入や生産拡大を進めるとともに、経営力に優れる担い手の確保・育成に取り組むことで着実に産地の活性化を推進していくことが重要です。

また、国内外での関心の高まりから社会の重要な行動規範として浸透しているSDGsや環境保全に資する、未利用資源の活用など、持続可能な農業・農村の実現に取り組むことも重要です。

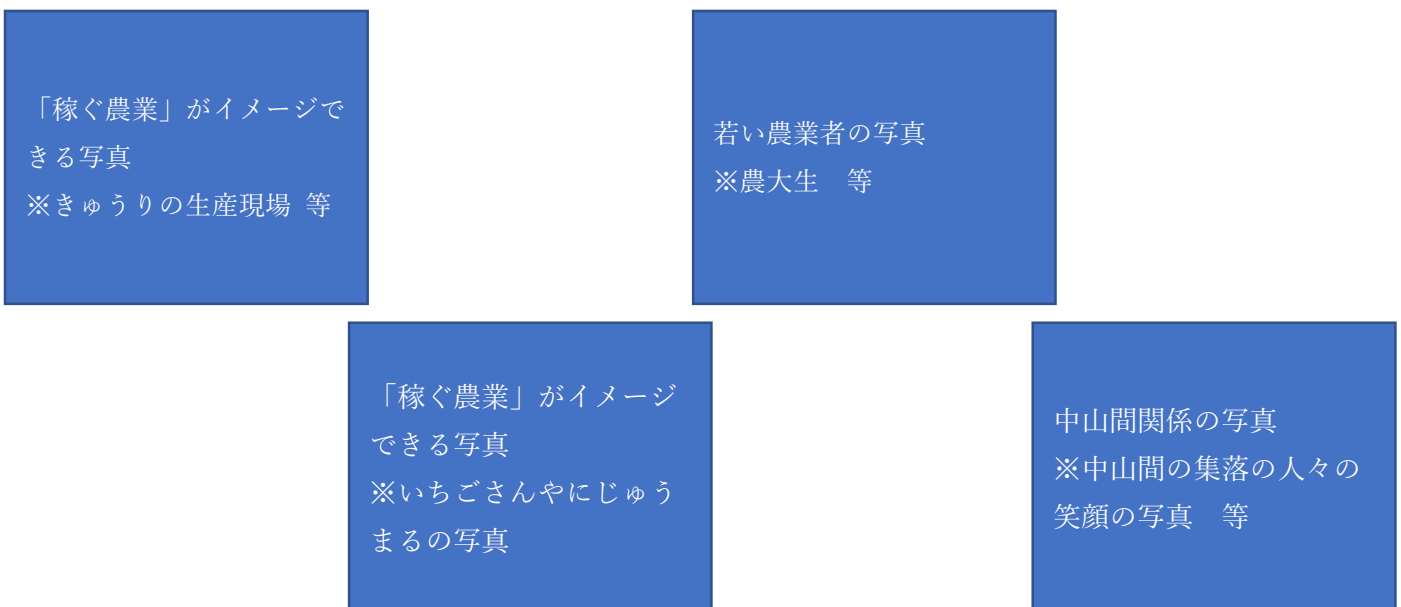
こうしたことから、本計画では、本県農業・農村の振興に向け、

- 収益性の高い品目への転換や新品種・新技術の導入、経営の規模拡大・多角化・効率化、さらには人づくりや環境に配慮した持続可能な農業技術の導入等により経営力を「磨く」
- 農業に魅力を感じるよう他産業並の所得水準を「稼ぐ」経営体を数多く創出
- 稼ぐ経営体を見て新たな担い手が確保されていくことで産地や農村が活性化し、本県農業が「未来へつながる」

という好循環の拡大に向け、農業者の皆様をはじめ、県民の皆様や市町・農業団体と一体となって取り組み、

「磨き、稼ぎ、未来へつながる佐賀県農業・農村の実現」

を目指します。



第4章 将来のさが農業の発展につながる園芸振興

～さが園芸888運動の展開～

【背景】

本県の農業は、整備された圃場や共同乾燥調製施設などをフル活用した米・麦・大豆を中心とした生産性の高い水田農業が展開され、我が国の食料自給率に大きく貢献してきました。

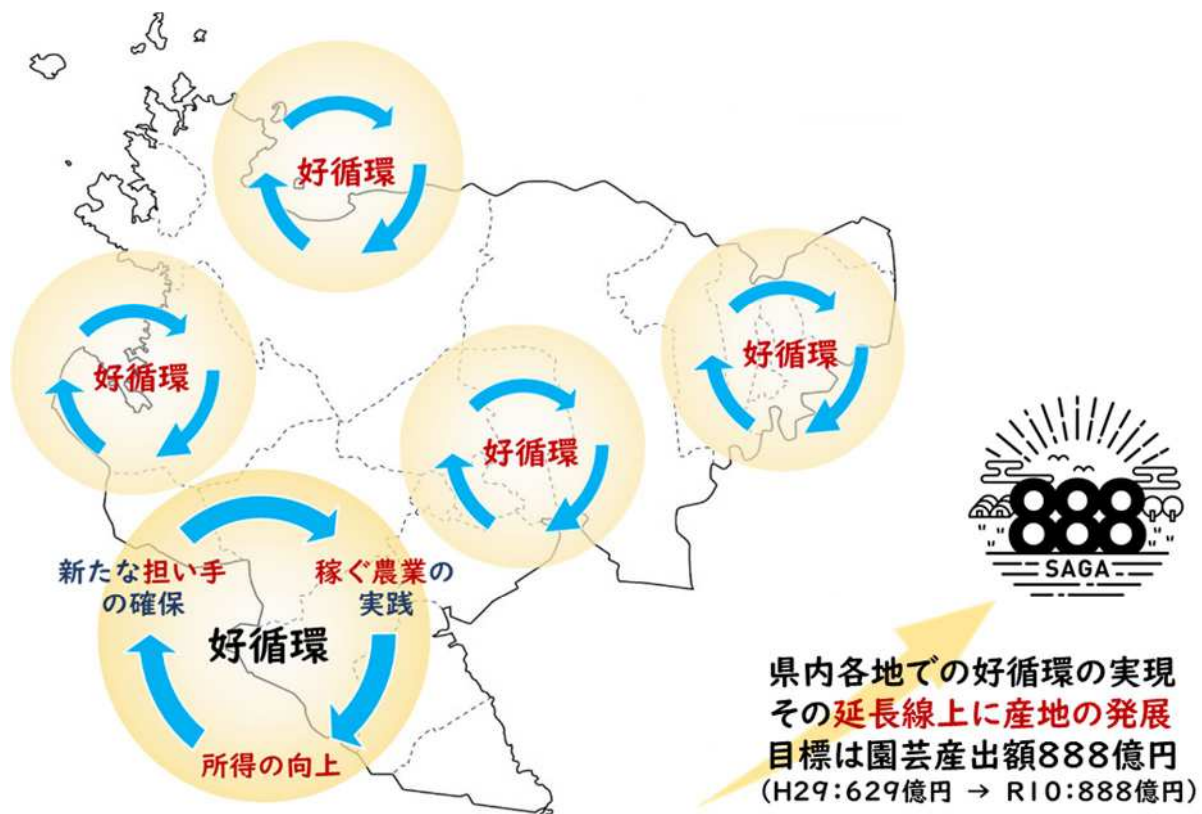
しかしながら、昨今、米の需要減少や、米価下落、担い手の高齢化・減少、労働力不足等により農業産出額は大きく減少しています。

こうした情勢においても農家所得の向上や、産地の発展をしていくためには、先人が築き上げた水田農業を大切にしつつ、地域の特性を活かした収益性の高い園芸農業を中心に振興を図り、稼げる農業経営体を増やしていくことが必要です。

そのため、県では農業団体と市町と一体となって、園芸農業を振興するために、令和元年度から「さが園芸888運動」を展開しています。

【目指す姿】

- 収益性の高い園芸作物を生産・販売し、稼げる農業を実践する。
- 稼げる農業の実践により農家の所得が向上する。
- その農家の姿を見て、新たな担い手が就農し、規模拡大や産地の発展につなげる。
- このような好循環を県内各地に生み出していく。



【取組方針】

◀産地拡大に向けた園芸品目の振興▶

- 施設園芸における大規模経営を可能とする栽培方法の研究、統合環境制御技術の普及と効果的に活用するための人材育成やシステムの開発
- 露地野菜における省力集荷体制の整備、集落営農組織や個別経営体等への新規作付の推進、流通・販売業者との契約取引等の推進
- 果樹における平坦地での園地整備やみかんの根域制限栽培の推進
- 花きにおける露地品目の新たな産地づくり、県産花きの需要拡大
- 茶における収益性の高い茶業経営の推進、樹勢低下や気象変動に対応した持続性のある茶園づくり

◀新規就農者の確保・育成▶

- トレーニングファームの整備やトレーナー制の導入等による県内外からの意欲ある新規就農者の確保

◀担い手への農地集積・集約▶

- 農地中間管理機構事業の活用等による担い手への農地集積・集約の促進

◀基盤整備の推進▶

- 担い手のニーズに合った農業生産基盤の効率的な活用に向けた農地・農業水利施設の統廃合や再編整備
- 産地拡大に向けた新規就農者の初期投資軽減に寄与する園芸団地の整備・拡大

◀企業・法人の農業参入の推進▶

- 企業・法人の農業参入や規模拡大の推進等による経営力のある農業経営体の確保

◀持続可能で安全、安心な農産物づくり▶

- 化学肥料コストの低減に向けた良質な堆肥の生産拡大と利用促進など耕畜連携の取組を推進

◀労働力の確保▶

- 労働力不足解消に向けた農福連携や外国人材の確保等の仕組みづくりと AI・IoTを活用した作業体系の構築

◀県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大▶

- 「いちごさん」や「にじゅうまる」等の県育成品種の生産拡大とブランド化
- 生産者と実需者・消費者とのマッチングによる販売先確保や高単価取引の推進

白紙ページ

第5章 施策の展開方向

I 磨き、稼ぎ、つながる農業の確立【農業の振興】

施策の展開方向

1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ

2 次世代の担い手の確保・育成

推進項目

- (1) 佐賀の強みを活かした収益性の高い農産物づくり
- (2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及
- (3) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進
- (4) 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大
- (5) 持続可能で安全、安心な農産物づくり
- (6) 多様な雇用人材の確保
- (7) 地域の営農ビジョンを実現する基盤整備の推進

- (1) 意欲のある新規就農者の確保
- (2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の活躍推進
- (3) 企業・法人の農業参入の推進
- (4) 優良農地の確保・集約

II 活力ある農村の実現【農業の振興】

施策の展開方向

活力ある農村の実現

推進項目

- (1) 食や農業・農村に対する理解促進とイメージアップ
- (2) 中山間地域農業対策の推進
- (3) 有害鳥獣被害対策の推進
- (4) 快適で安全・安心な農村づくり

第5章 施策の展開方向

I 磨き、稼ぎ、つながる農業の確立

1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ

(1) 佐賀の強みを活かした収益性の高い農産物づくり

① 施設野菜

【現状】

- ・ いちご、きゅうり、アスパラガスなど様々な品目の施設野菜が、県内各地で生産されています。
- ・ 生産者の高齢化などにより、ほとんどの品目で生産面積が減少しています。
- ・ 園芸ハウス部材や燃油の価格高騰などにより生産コストが増加し、収益性が低下しています。
- ・ いちごについては、新品種「いちごさん」への切り替えが進み、単位当たりの収量や販売額が向上しています。
- ・ 統合環境制御技術^(※)の導入により、単位面積当たりの収量が向上した生産者が増えています。

【課題】

- ・ 地域内外からの新規就農者受け入れによる生産面積の拡大や、生産コストの低減に取り組む必要があります。
- ・ 集出荷施設の活用や労力補完の仕組みづくりなどにより、経営規模を拡大する必要があります。
- ・ 統合環境制御技術の導入が増えてきたことで環境データは蓄積されてきていますが、それを分析し、技術指導に生かす人材やツールが不足しています。

【展開方向】

- ・ 園芸団地の整備による新規就農者の受け皿づくりや担い手の規模拡大を推進します。
- ・ 大規模経営を可能とする栽培方法の研究や労働力確保等の取組を進めます。
- ・ 統合環境制御技術の普及と効果的に活用するための人材育成やシステム開発を進めます。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
いちごの10a当たり収量	4,360kg	4,620kg	5,000kg

※統合環境制御技術

ハウス内の温度や炭酸ガス濃度などを測定しながら、暖房機や換気窓、遮光装置などを統合的に活用してハウス内環境を自動制御することで、植物の光合成速度を最大限に高めて生長を促進させ、収量を上げる技術のこと。

【主な具体的取組】

園芸団地の整備による新規就農者の受け皿づくりや担い手の規模拡大の推進

- ・ 市町や農地中間管理機構など関係機関と連携した一定規模のまとまった農地の確保
- ・ トレーニングファームなどと連携した新規就農者の受け入れの仕組みづくり
- ・ 規模拡大志向農家の園芸団地入植の促進
- ・ 国庫や県単事業、県農業公社によるリース事業などを活用した基盤、施設・設備の整備に対する支援

大規模経営を可能とする栽培方法の研究や労働力確保等の取組の推進

- ・ きゅうりなどの大規模経営に対応した栽培方法の研究
- ・ いちごなどの経営規模拡大を目指す生産者に対する労働力確保の支援
- ・ いちごパッケージセンター^(※)を活用した分業化の推進
- ・ 規模拡大志向の生産者が行う設備投資に対する支援

統合環境制御技術の普及と効果的に活用するための人材育成とシステム開発

- ・ データの分析手法や分析結果に基づく栽培指導の手法を学ぶ研修の実施
- ・ ハウス内環境データを自動で分析し、栽培技術の向上などに活用するシステムの開発
- ・ 高収益いちご生産者のハウス内環境の見える化、栽培技術の解明及びデジタル化の推進



きゅうりの園芸団地



いちごパッケージセンター

※いちごパッケージセンター

収穫したいちごのパック詰め作業を、地域のいちご生産者に代わって農協等が一括して行う施設のこと。

第5章 施策の展開方向

② 露地野菜

【現状】

- ・ たまねぎ、れんこんは、白石町を中心に全国有数の産地を形成していますが、高齢化などにより生産者数は減少傾向にあります。
- ・ 集落営農組織などにより、多くの水田では米、麦、大豆を中心とした作付けのローテーションが行われていることや、露地野菜は気象条件に作況が大きく左右され市場の販売価格が大きく変動することもあるため、露地野菜の作付けはなかなか広がらない状況です。
- ・ カット野菜や冷凍野菜など、業務用野菜の需要は高まっており、その多くは事前取引価格を定めた契約取引が行われていることから、大規模経営者など露地野菜に取り組む生産者が増えつつあります。

【課題】

- ・ 生産者数が減少する中で産地を発展させるためには、経営規模を拡大していく必要があります。
- ・ 水田における収益性を高めるためには、集落営農組織や法人、個別経営体等において、米、麦、大豆の作付けだけでなく、新たに露地野菜を導入していく必要があります。
- ・ 経営の安定化を図るためには、市場出荷と合わせて、契約取引に基づいた加工・業務用野菜の生産・出荷の拡大にも取り組んでいく必要があります。

【展開方向】

- ・ たまねぎやれんこんなどの主要品目において、既存農家の規模拡大を推進します。
- ・ 集落営農組織や個別経営体等への露地野菜の新規作付けを推進します。
- ・ 加工・業務用野菜の需要に対応するため、販路の確保及び生産体制の強化を進めます。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
露地野菜 ^(注) の作付面積	3,178ha	3,568ha	4,411ha

注) たまねぎ、れんこん、キャベツ、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー

【主な具体的取組】

たまねぎ、れんこん、ブロッコリー等の既存農家の規模拡大の推進

- ・ 定植機や収穫機などの省力化機械の導入推進
- ・ 地域に応じた機械化体系の導入推進
- ・ 圃場の集約化や圃場環境の整備による大規模な機械利用体系の確立

集落営農組織や個別経営体等への露地野菜の新規作付の推進

- ・ モデル集落等におけるブロッコリーやさつまいも等の栽培実証を通じた生産拡大
- ・ 米、麦、大豆の作付体系に導入しやすい品目の選定及び圃場利用計画の提案
- ・ 圃場の排水性向上や土づくりの推進などによる安定生産

流通・販売業者との連携強化による加工・業務用野菜の生産・販売の拡大

- ・ 農協、加工業者、県等による契約取引のための計画的な生産・出荷に向けた連携強化
- ・ 生産者と流通・販売業者とのマッチングによる販路の確保及び契約取引の拡大
- ・ 需要のある新規品目の導入と合わせた生産者のグループ化による生産体制の強化



ブロッコリー栽培圃場



焼酎原料用さつまいも栽培研修会

第5章 施策の展開方向

③ 果樹

【現状】

- ・ 中山間地域を中心に露地みかん、中晩生かんきつ、なし、ぶどう等の地域特性に応じた産地が形成されています。
- ・ ハウスみかんは昭和61年から36年連続で全国1位の生産量を誇っています。
- ・ 近年、果実価格は概ね堅調に推移している一方で、担い手の高齢化や減少、労働力不足により栽培面積が減少しています。
- ・ 県育成の中晩生かんきつ「にじゅうまる」やぶどうの「シャインマスカット」など高単価で販売される品種の作付面積が増加しています。

【課題】

- ・ 産地の維持・拡大を図るため、新たな担い手を確保していく必要があります。
- ・ 意欲ある担い手に優良園地を集積するとともに作業性の高い平坦な園地を拡大していく必要があります。
- ・ 高単価で販売される高品質な果実の生産を拡大していく必要があります。

【展開方向】

- ・ 果樹産地を支える新たな担い手を確保、育成していきます。
- ・ 水田等の平坦地における果樹園地の拡大を推進します。
- ・ 新品種の開発や「にじゅうまる」等優良品種の普及拡大を進めます。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
みかん根域制限栽培 ^(※) の導入面積(累計)	12ha	62ha	95ha

※根域制限栽培

不織布や防根シートで制限された培地に樹を植栽することで、養水分吸収を適正範囲に制御しながら品質向上を図る栽培方法のこと。

【主な具体的取組】

産地を支える新たな担い手の確保・育成

- ・ 果樹版トレーニングファームなどの整備による就農希望者の受け入れ体制づくり
- ・ 担い手に対する優良園地の農地中間管理機構を活用した集積や継承園地リストによる継承の推進
- ・ 生産部会や集落等による新規就農者の入植園地の事前整備に対する支援
- ・ 果樹を主体とした企業・法人参入の推進

水田等平坦地での果樹園地の拡大

- ・ 地域の話合いに基づく園地流動化や園地継承の推進
- ・ 水田の畑地化や園地基盤整備による平坦で作業性の高い果樹団地の整備拡大
- ・ 根域制限栽培やジョイント仕立て栽培^(※)などの、省力化や高品質果実生産が可能な栽培技術の導入推進

新品種の開発や「にじゅうまる」等優良品種の普及拡大

- ・ 消費者のニーズや栽培環境の変化に対応したなしの新品種の開発
- ・ 「にじゅうまる」等の優良品種の作付拡大



造成されたみかんの根域制限栽培園地



なしの低樹高ジョイント仕立て栽培

※ジョイント仕立て栽培

神奈川県で開発された、樹と樹をつなげて早期成園化を目指す栽培法のこと。苗を密植で植えるため成園化が早く、未収益期間を短縮できるとともに、樹形が単純化されて整枝剪定が容易になるといった効果がある。

第5章 施策の展開方向

④ 花き

【現状】

- ・ バラ、キク、ユリ、トルコギキョウ等の切り花を中心に、シクラメン等の鉢もの、花壇用苗ものなど、多彩な品目が県内各地で栽培されています。
- ・ 肥料や燃料などの生産資材の価格が高騰しており、農家経営の収益性が低下しています。
- ・ 日常生活で花きを飾る習慣が減少するといった生活様式の変化などにより、花きの需要が低くなっています。

【課題】

- ・ 担い手の規模拡大や露地で取り組みやすい品目の導入などにより、農家の収益性を確保する必要があります。
- ・ 新規就農者や新規作付者を確保・育成することで、産地を拡大させていく必要があります。
- ・ 若い世代をはじめとした消費者に県産花きをPRし、需要拡大を図る必要があります。

【展開方向】

- ・ 担い手の規模拡大や露地品目の新たな産地づくりを推進します。
- ・ 新規就農者や新規作付者の確保・育成のための仕組みづくりを推進します。
- ・ 消費者へのPR活動や教育現場での花育^(※)などにより、県産花きの需要拡大を図ります。

【成果指標】

項 目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
主要花き ^(※) 1戸当たりの施設栽培面積	30.1a	33a	37a

※花育

花を教材に、子どもの頃から花に親しむことによって、心を豊かにしていこうとする取組のこと。

※主要花き

バラ、キク、ユリ、トルコギキョウ、カーネーションのこと。

【主な具体的取組】

担い手の規模拡大や露地品目の新たな産地づくり

- ・ 省力化技術や雇用管理などの研修会を通じた担い手の規模拡大への支援
- ・ 環境制御技術の導入による高収量化・高品質化の推進
- ・ 規模拡大志向農家の施設整備等に対する支援
- ・ ホオズキやシンテツポウユリなど露地で栽培しやすい品目の推進による新たな産地づくり

新規就農者や新規作付者の確保・育成のための仕組みづくり

- ・ 「やってみようセミナー」等を通じた新規就農者・新規作付者の確保
- ・ 先進農家等での研修を通じた新規就農者の技術習得支援及び「のれん分け」などによる就農時の販路の確保
- ・ 園芸団地への入植促進などによる新規就農者の農地の確保

県産花きの需要拡大

- ・ 「いい夫婦の日（11月22日）」や「フラワーバレンタイン（2月14日）」などのイベントに合わせた県産花きのPR
- ・ 県民が花きの安らぎや癒しなどの効果を感じるためのフラワーフェスティバルやフラワーアレンジメント教室などの開催
- ・ 子どもの頃から花への関心を高めるための学校等における「花の教室」の開催
- ・ 教育委員会と連携した高校生のフラワーアレンジ技能の向上



やってみようセミナーの開催



フラワーバレンタインに合わせた県産花きのPR

第5章 施策の展開方向

⑤ 茶

【現状】

- ・ 「うれしの茶」は、蒸し製玉緑茶^(※)や釜炒り茶^(※)といった特徴のある茶の銘柄として知られています。
- ・ 茶は、中山間地域における重要な品目ですが、生産者の減少や高齢化等によって栽培面積が減少しています。
- ・ 肥料や乾燥用燃料などの生産資材価格が高騰しており、農家経営の収益性が低下しています。
- ・ 連年の被覆による樹勢の低下、過剰施肥や踏圧による土壌条件の悪化及び近年の温暖化による気候変動などにより、収量や品質が低下しています。
- ・ 生活様式の変化等により清涼飲料やペットボトル茶などの消費が拡大し、茶葉の需要が減少しているため、荒茶価格が長期にわたり低迷しています。

【課題】

- ・ 大規模経営や契約販売等を行う経営感覚に優れた次世代を担う生産者を育成する必要があります。
- ・ 樹勢の低下や気候変動などに対応した持続性のある茶園づくりを行う必要があります。
- ・ 蒸し製玉緑茶や釜炒り茶といった特徴を最大限に活かしつつ、一層の需要拡大に取り組む必要があります。

【展開方向】

- ・ 収益性の高い茶業経営の推進により、次世代を担う生産者を育成します。
- ・ 樹勢低下や気候変動に対応した持続性のある茶園づくりを推進します。
- ・ 「うれしの茶」の需要拡大や新たな商品づくりに取り組みます。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
一番茶販売単価の全国比 ^(注)	110.1%	115%	120%

注) 一番茶平均(全国)価格と西九州茶農業協同組合連合会扱いの一番茶平均から算出(直近5中3平均)。

【主な具体的取組】

収益性の高い茶業経営の推進による次世代を担う生産者の育成

- ・ 生産から製茶・販売までの一貫経営を行う生産者の育成
- ・ 基盤整備を含む茶園の改良や省力化機械の導入等による効率的な生産体制の整備
- ・ 雇用の導入による大規模化や法人化、担い手への茶園の利用集積の推進
- ・ 2番茶、3番茶の大型工場等への集約による乾燥コストや労力の低減及び収穫面積拡大の推進

樹勢低下や気象変動に対応した持続性のある茶園づくり

- ・ 計画的な改植による茶園の若返りや優良品種への転換促進
- ・ 連年被覆による樹勢低下や気候変動に対応した中切り更新などの樹勢強化技術等の普及拡大

「うれしの茶」の需要拡大や新たな商品づくり

- ・ 高品質なかぶせ茶^(※)の生産拡大と生葉の状態に応じた的確な製茶技術の徹底
- ・ フレーバーティー等多様化する消費者ニーズに対応した新たな商品づくりの推進
- ・ 海外への販路拡大のため、輸出向けの栽培管理（病虫害管理等）や茶工場での輸出専用乾燥レーンの設置等に対する支援
- ・ 多くの人が集まるイベント等での「うれしの茶」のPRやおいしい茶の淹れ方教室などの開催
- ・ 「うれしの茶」を応援する飲食店・小売店の登録及びSNS等で若者など幅広い層を対象とした情報発信



省力化機械による茶の収穫作業



フレーバーティー、粉末茶

※蒸し製玉緑茶

生葉を蒸して加工した後、まっすぐに整える工程（精揉）がないため、茶葉が丸い形をしており、若く柔らかい芽（みる芽）を摘み取って製茶されることから、さわやかな香りとコクのある旨味が特徴の茶のこと。

※釜炒り茶

鉄製の釜で茶葉を炒って丸い形に仕上げ、釜香と呼ばれる独特の香ばしい香りが特徴の茶のこと。

※かぶせ茶

摘採期前に1～2週間にわたって、化学繊維、よしず、むしろ等で簡易な遮光をすることで渋みを抑えた、旨味や甘味が特徴の茶のこと。

第5章 施策の展開方向

⑥ 畜産

【現状】

- ・ 原料の多くを輸入に依存している配合飼料などの価格が高騰しており、畜産経営は厳しい状況にあります。
- ・ 「佐賀牛」のもととなる肥育素牛については、依然としてその多くを県外からの導入に頼っています。
- ・ 畜産農家の多くが家畜糞尿を堆肥化により処理していますが、供給先の確保に苦慮しています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが県内で3度発生（H27.1月、H29.2月、R4.12月）しています。また、豚熱が野生イノシシの間で感染拡大しており、そのエリアは山口県にまで広がっています。

【課題】

- ・ 県内の肥育素牛の生産拡大に取り組む必要があります。
- ・ 稼ぐ農業経営体を創出するためには、経営規模の拡大や生産コストの低減、生産性向上の取組等を一層強化する必要があります。
- ・ できるだけ輸入に頼らない飼料の確保や耕種農家から求められる良質な堆肥の安定的な生産・供給に取り組む必要があります。
- ・ 悪性の家畜伝染病を発生させないよう農場の防疫対策を徹底するとともに、発生した場合はまん延を防止するため迅速な防衛措置を講じる必要があります。

【展開方向】

- ・ 肉用牛の繁殖基盤を強化します。
- ・ 高品質な畜産物の生産とコストの低減、生産性の向上を推進します。
- ・ 自給飼料の生産・利用の拡大や堆肥の利活用を推進します。
- ・ 悪性の家畜伝染病の防疫対策を徹底します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
肥育素牛の県内自給率	30.7%	32.3%	34.5%

【主な具体的取組】

肉用牛繁殖基盤の強化

- ・ 優良な繁殖雌牛の導入や牛舎等の施設整備の推進
- ・ 繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営^(※)の取組推進
- ・ 肥育素牛の生産拠点となるキャトルステーション^(※)、ブリーディングステーション^(※)の整備推進

高品質化・生産性向上低コスト化等の取組

- ・ 肉量や肉質等に優れた県産種雄牛の作出
- ・ ゲノム育種価^(※)や受精卵を活用した高能力雌牛生産による和牛改良の推進
- ・ ICT・IoT等のツールを活用した飼養管理技術の向上や省力化の推進
- ・ 牛群検定^(※)を活用した乳量・乳質・繁殖成績の向上の推進
- ・ 暑熱被害に備えた飼養環境改善による生産性及び繁殖性向上の取組推進

自給飼料の生産・利用の拡大と堆肥の利活用の推進

- ・ WCS（稲発酵粗飼料）及び飼料用米専用品種等による自給飼料の生産拡大と利用推進
- ・ 耕種農家のニーズに即した良質堆肥生産の推進
- ・ 送風装置や攪拌機械を備えた堆肥処理高度化施設や堆肥ペレット化施設の整備推進

家畜伝染病防疫対策の徹底

- ・ 鳥インフルエンザや豚熱等の病原体の農場侵入防止のための飼養衛生管理基準の遵守徹底
- ・ 発生に備えた防疫演習の実施や全庁的な危機管理体制の整備の推進



県内初の大規模ブリーディングステーション

「佐賀牛いろはファーム」(R5 稼働)



良質堆肥の生産

※繁殖肥育一貫経営

子牛価格変動の影響を緩和し経営の安定化を図るために、繁殖（肥育素牛の生産）と肥育（肥育素牛を仕入れて肉牛として出荷するまでの育成）を1つの経営体で一貫して行う経営のこと。

※キャトルステーション

繁殖農家が生産した子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの期間を、農家に代わって一括して育てるための子牛育成施設のこと。

※ブリーディングステーション

繁殖雌牛の種付けから分娩までの各過程を農家に代わって実施することにより、受胎率の向上や農家の労働力軽減を図るための繁殖支援施設のこと。

※ゲノム育種価

遺伝子情報をもとに推定した産肉能力等の牛の遺伝的能力のこと。

※牛群検定

検定員が、毎月、酪農家が飼養する乳牛の乳量や飼料給与状況、繁殖成績などのデータを集計分析して、飼料給与や繁殖管理の改善指導を行うことで生産性の向上に役立てる仕組みのこと。

第5章 施策の展開方向

⑦ 米・麦・大豆

【現状】

- ・ 高い整備率を誇る共同乾燥調製施設や、基盤整備の進んだ水田を活用し、米、麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い農業が営まれています。また、農業機械・施設の共同利用により、水田をフル活用した効率的な生産を進め、水田の耕地利用率^(※)は日本一を継続しています。
- ・ 日本穀物検定協会が行う米の食味ランキングにおいて、令和4年産まで、「さがびより」は最高位となる「特A」評価を全国最長となる13年連続で獲得しています。
- ・ 小麦・大麦は近年豊作が続いているものの、大豆は大雨や台風等の気象災害による影響などから、収量の低い状況が続いています。
- ・ 担い手の減少や高齢化に伴い、認定農業者や集落営農法人などへの農地の集積は進んでいますが、分散している農地がまだ多く残っています。

【課題】

- ・ 消費者や販売・加工業者等が求める品質の米・麦・大豆を安定的に生産していく必要があります。特に大豆は、近年収量が低迷しており、安定生産が求められています。
- ・ 担い手への農地集積・集約を進めるとともに、米・麦・大豆栽培の低コスト化や省力化を進め、効率的な経営を行うことで経営基盤を強化していく必要があります。

【展開方向】

- ・ 消費者や販売・加工業者等から選ばれる米・麦・大豆の安定生産の取組を強化します。
- ・ 低コスト・省力技術の導入により生み出された余剰労働力を活用し、露地野菜等の高収益作物を導入することで、稼ぐ水田農業を実現します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
水田の耕地利用率	145.9% (2021年)	140%以上	140%以上

※水田の耕地利用率

耕地（田）をどれだけ有効活用しているかを判断する指標のこと。1年間の作付延べ面積 / 耕地面積（田）×100で算出される。

【主な具体的取組】

消費者や販売・加工業者等から選ばれる米・麦・大豆の安定生産の取組強化

- ・ 「さがびより」などの米の食味ランキング「特A」獲得・継続のための栽培技術の定着の推進
- ・ 災害など気象条件に左右されない大豆の安定生産のための栽培技術の普及・定着の推進
- ・ 販売・加工業者等の求める麦の高品質・安定生産技術の普及・定着の推進
- ・ 共同乾燥調製施設の再編や色彩選別機などの導入による高品質・安定供給体制の整備
- ・ 消費者や販売・加工業者等のニーズに対応した品質・食味・加工適性等に優れた新たな品種の開発や導入

低コスト・省力技術の推進及び園芸品目の導入による稼ぐ水田農業の実現

- ・ 水稻の短期苗技術や直播栽培技術、大豆の適期播種（部分浅耕播種等）技術、低コスト・省力技術の導入推進
- ・ 直進アシストを利用した「田植機」や「自動操舵システム^(※)」などのスマート農機の活用による省力技術の導入
- ・ 大規模経営農家や集落営農組織等による主食用米と需要のある麦、大豆や酒造好適米、収益性の高い露地野菜等を適切に組み合わせた稼ぐ水田農業の推進



「さがびより」の現地研修会



再編し、新設された共同乾燥調製施設

※自動操舵システム

田植機や乗用管理機に後付けすることで、農業機械の作業が不慣れなオペレーターでも、熟練者に近い精度や速度での作業を可能とするシステムのこと。

第5章 施策の展開方向

(2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及

【現状】

- ・ 生産現場が直面する課題に対応するため、ロボット、AI、IoT^(※)等の先端技術を活用したスマート農業の推進や、新品種・新技術の開発に取り組んでいます。
- ・ その主な成果として、
 - ・ いちごのCO₂施用による高収量技術の開発
 - ・ 食味が良好な中晩生カンキツの新品種「佐賀果試35号」(ブランド名「にじゅうまる」)の開発
 - ・ 散水・送風によるアスパラガスの収量増加技術の開発
 - ・ 茶の連年被覆栽培における安定生産技術の開発
 - ・ 肉用牛の肥育期間短縮技術の開発などがあります。
- ・ 中長期的な視点で、先んじて取り組むべき試験研究についても推進しています。
- ・ 県産ブランド農産物の種苗が不正に流通し、出荷基準等を満たさない商品が販売される事案が発生しました。

【課題】

- ・ スマート農業の技術は多岐にわたっており、本県農業の課題解決に資するものか、見極める必要があります。また、本県にそのまま導入することが出来ず、改良が必要な場合があります。
- ・ 生産現場が直面する担い手・労働力不足や、生産資材価格高騰下にあっても「稼ぐ」農業を推進するため、省力化や低コスト化、収量・品質向上のための技術開発を進める必要があります。
- ・ 知的財産の重要性に関する周知徹底が不十分であったことから、生産者をはじめ関係者全体に改めて啓発する必要があります。

【展開方向】

- ・ スマート農業の技術の情報収集に努め、本県農業の課題解決に資する技術であるかを見極め、必要に応じて本県の風土や実情に合わせた改良を行ったうえで、推進します。
- ・ 省力化や低コスト化、収量・品質向上のための新品種・新技術の開発を推進します。
- ・ 開発した新品種・新技術について、普及組織や農業団体等と連携して普及を推進します。
- ・ 種苗法や商標法の遵守に関する啓発活動を強化します。

※IoT

Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

【主な具体的取組】

ロボットや ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の推進

- ・ AI等を活用したイチゴの開花日予測モデルの開発
- ・ 施設園芸ハウス内環境データを自動分析し、栽培技術の向上などに活用するシステムの開発
- ・ ドローン空撮画像を用いたキャベツの収量・収穫期予測技術の開発
- ・ AI等を活用した肉用牛の発情検知や分娩予測技術の開発

省力化、低コスト化、収量・品質向上のための研究開発の推進

- ・ 大規模栽培に適したきゅうり環境制御技術の開発
- ・ 種子繁殖型イチゴ・単為結果性ナス新品種育成
- ・ 温州ミカンの根域制限栽培における省力化技術の確立
- ・ うれしの茶のブランド力を強化する高付加価値茶生産技術の確立
- ・ 高品質牛体外受精胚の効率的生産とゲノミック評価法^(※)の確立

開発した新品種・新技術の導入・普及

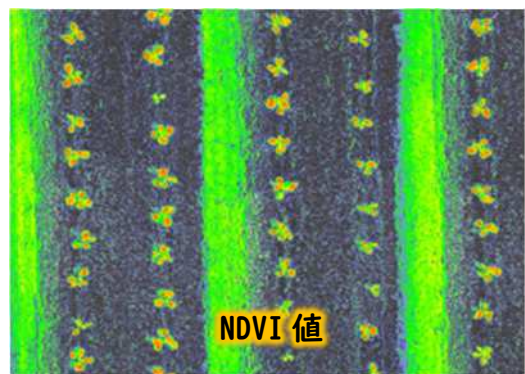
- ・ 「いちごさん」や「にじゅうまる」に適した栽培技術の確立と普及
- ・ 農業団体、普及組織等との連携強化による研究成果の速やかな普及

知的財産保護に関する啓発活動の強化

- ・ 佐賀県農林産物品種流出対策チーム（佐賀県品種 G メン）による取り締まり
- ・ 県 HP による情報発信や弁理士会と連携した研修会等の開催



新品種「にじゅうまる」



ドローン空撮画像を用いたキャベツの
収量・収穫期の予測

※ゲノミック評価法

遺伝子情報を利用して牛の遺伝的能力を推定する技術のこと。

第5章 施策の展開方向

(3) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進

【現状】

- ・ 農村地域では、高品質で多彩な農産物を素材とした農産加工品づくりが行われています。また、それらを求めて農産物直売所等にも多数の消費者が訪れています。
- ・ 農業者等への相談対応を行う農村ビジネスコーディネーターの設置や、農村ビジネス^(※)に取り組む農業者等に対する支援を行ってきたところ、農家レストランやカフェ、農家民宿などが増えています。
クリエイター^(※)等と連携した農村ビジネスで、稼ぐ農業経営体の育成を進めていますが、農村ビジネスが所得向上に大きくつながっている農業者は、まだ少ない状況です。

【課題】

- ・ 農村ビジネスに取り組む農業者の更なる掘り起こしや稼げる農村ビジネス実践者の育成を図っていく必要があります。
- ・ 佐賀から全国へつながる農村ビジネスの取組を増やし、波及させていく必要があります。
- ・ 社会構造や人々のライフスタイルの変化、消費者の多様なニーズに応じた農村ビジネスの磨き上げが必要です。

【展開方向】

- ・ 農村ビジネスの推進により農業者の経営力を強化します。
- ・ クリエイター等と連携した農村ビジネスの成功事例を増やします。
- ・ 人材研修やプランナー等の支援による農村ビジネス実践者の育成を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
農村ビジネスの新たな取組件数	25 件/年	25 件/年	25 件/年

※農村ビジネス

農産加工品の開発・製造や農産物直売所、農業体験・観光農園、農家レストラン、農家民宿などの農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、農業者の所得向上と地域の活性化を目指す取組のこと。

※クリエイター

自由な発想や異なる着眼点からアイデアを生み出し、問題解決を図る専門家のこと。

【主な具体的取組】

農村ビジネスの推進による経営力の強化

- ・ 農業者等が取り組む農村ビジネスに関する総合的な相談窓口の設置
- ・ 新たに農村ビジネスを始めようとする農業者や農業法人、若手農業者グループなどを対象とした研修会の開催
- ・ 農業者と2次・3次産業関連企業による連携の推進や異業種交流会の開催
- ・ 新たな取組に必要な機械導入や施設整備への支援
- ・ 関係機関・団体等による農村ビジネス推進のためのネットワークづくりの推進

クリエイター等と連携した農村ビジネスの成功事例の創出

- ・ クリエイター等が提案するビジネスプランに基づいた、県内外に広く知られるような農村ビジネス成功事例のさらなる創出及び波及

農村ビジネス実践者の育成

- ・ 専門的な知識を有するプランナー等を活用した商品開発、農家レストランや農家民宿の開設等への支援
- ・ 農村ビジネスの実践者を対象とした法令や制度、支援事業、ビジネス拡大や所得向上に関する研修会等の開催
- ・ 経営発展セミナーの開催等による農村ビジネス実践農家の育成支援



整備した農家レストラン（カフェ）（写真右）と
開発した商品（写真左）



観光農園

第5章 施策の展開方向

(4) 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大

【現状】

- ・ 佐賀牛やハウスみかん等は、国内市場で一定の評価を受け、ブランド化が図られています。新たにデビューした県独自品種の「いちごさん」「にじゅうまる」も、徐々に認知度が高まっています。
- ・ 海外においては、佐賀牛が香港でブランド牛としての評価を得てアジア地域を中心に輸出が伸びているほか、青果物も香港等に輸出されています。
- ・ 県内にはこれまで牛肉の輸出に対応した食肉センターはありませんでしたが、香港やアメリカ、EU等への輸出に対応できる佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」が整備されました。
- ・ 全国でも農産物のブランド化や輸出拡大が進展していることから、国内外ともに産地間競争が厳しさを増しています。

【課題】

- ・ 国内外の厳しい産地間競争に勝ち残っていくためには、更に認知度を高めブランド力に磨きをかけていく必要があります。
- ・ 更なる輸出促進を図るためには、輸出に取り組む生産者を増やすとともに、専門ノウハウを生かした支援の強化に取り組む必要があります。
- ・ 「KAKEHASHI」を活用し、佐賀から世界へ、佐賀牛の輸出拡大に取り組む必要があります。

【展開方向】

- ・ まだ十分に認知されていない県産農産物も含めた一体的なPRに努めながら、国内外における認知度やブランド力の更なる向上に取り組めます。
- ・ 国内の大都市圏を中心に販路の拡大を図ります。
- ・ 生産者の輸出への取組意欲の向上と専門機関による輸出支援の強化に取り組めます。
- ・ 牛肉をはじめとした県産農産物の輸出先国の拡大に取り組めます。

【成果指標】

項目	基準 ^(注)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
東京都中央卸売市場におけるいちご主要産地の平均単価との対比	94%	98%	100%
牛肉の輸出量	65t	72t	84t

注) 基準は 2018～2021 年度の平均値

【主な具体的取組】

国内外における認知度やブランド力の更なる向上

- ・ 「いちごさん」「にじゅうまる」など重点品目の戦略的かつ集中的な広報及び販路開拓
- ・ 高級ホテル・レストラン等におけるフェア開催、トップセールスなど国内外における効果的なプロモーションの実施
- ・ テレビや新聞等のマスメディア、SNSを活用した広報の実施

国内の大都市圏等での販路拡大

- ・ 首都圏等の卸・仲卸等と連携した、年間を通じて県産農産物を取り扱う店舗づくりの推進
- ・ 百貨店やスーパー等における試食宣伝などの販売促進活動の展開
- ・ 高級ホテル・レストラン等への食材提案など営業活動の実施

生産者の輸出意欲の向上と専門機関による輸出支援の強化

- ・ 生産者向け輸出促進セミナーの開催や生産者による現地フェア参加等の推進
- ・ JETRO^(※)（日本貿易振興機構）及びさが県産品流通デザイン公社等の支援機関による新たなビジネスパートナーの発掘及び海外輸入業者の産地招聘等による商流の構築
- ・ 専門ノウハウを生かした販売促進活動など、きめ細かなサポートの実施

輸出先国の拡大

- ・ 佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の輸出認定取得の推進
- ・ EU市場などの新規開拓による佐賀牛の一層の輸出拡大の推進
- ・ 輸出相手国への輸入規制緩和や残留農薬基準値設定などの国への働きかけ



「にじゅうまる」のトップセールス



フランスの国際食品見本市での佐賀牛のPR

※JETRO

中小企業等の海外展開支援や、海外ビジネス情報の提供などを行う独立行政法人のこと。

第5章 施策の展開方向

(5) 持続可能で安全、安心な農産物づくり

【現状】

- ・ 農薬や動物用医薬品、飼料等の適正な使用と使用履歴の記帳の推進、農産物の安全性等を生産工程で管理するGAPの取組の推進により、安全・安心な農畜産物の生産システムが浸透しつつあります。
- ・ 一方で、国ではSDGsや環境を重視する取組等を進めるため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定され、持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野でも環境負荷の低減や地域資源の有効活用が求められています。
- ・ 有機栽培等の環境保全型農業^(※)は、一般的な農業と比べて、化学肥料や化学合成農薬の使用が制限されることから、収量、品質が不安定となる傾向があります。
- ・ 化学肥料価格高騰の影響等により農業経営が圧迫される中、堆肥等の地域資源を活用しようとする動きがあります。

【課題】

- ・ 県産農産物に対する消費者の信頼を一層高めていくためには、安全・安心な農産物の生産に今後とも取り組む必要があります。
- ・ 有機栽培等の環境保全型農業に取り組む農家の経営安定を図る必要があります。
- ・ 化学肥料価格高騰の影響を軽減するため、化学肥料主体の生産体系から堆肥を活用する生産体系への切り替えを進めていく必要があります。

【展開方向】

- ・ 農薬等の使用履歴記帳の徹底や農業用使用済プラスチックの適正処理、農産物の安全管理等の生産工程を確認するGAPの取組を推進します。
- ・ 環境負荷が少なく持続性の高い環境保全型農業の取組を推進します。
- ・ 良質堆肥の生産や、運搬・散布する仕組づくりを推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
良質堆肥の流通量	21千t	60千t	100千t

※環境保全型農業

土づくりを基本として、化学肥料と化学合成農薬の使用を低減し、環境への負荷を低減する農業（有機栽培や特別栽培など）のこと。

【主な具体的取組】

農薬等の適正使用とGAPの取組拡大

- ・ 農薬等の適正使用の徹底と生産者に対する啓発や指導、指導者を対象とした研修会等の開催
- ・ GAPの取組拡大に向けた研修会等の開催や国際水準GAPの認証取得の推進及びそれに対応するための指導員の育成

環境保全型農業の取組推進

- ・ 環境保全型農業の取組に必要な機械・施設の導入推進
- ・ 堆肥などの地域資源を活用した生産体制の構築
- ・ 化学合成農薬に代わる病虫害防除技術や総合的病虫害・雑草管理（IPM）[※]の普及
- ・ 収量・品質を確保するための環境保全型農業の栽培技術の開発と普及
- ・ 商談機会の創出等による有機農産物[※]や特別栽培農産物[※]などの販路開拓に対する支援
- ・ 消費者に対する環境保全型農業によって生産された農産物への理解促進

堆肥利活用の推進

- ・ 堆肥散布機などの省力化機械の導入推進
- ・ 露地野菜産地などで堆肥を一時的に貯留できるストックヤードの整備推進
- ・ 堆肥利活用の実証試験や堆肥利活用マニュアル等の作成による農家での取組推進
- ・ 畜産農家と耕種農家のマッチングの推進



農薬適正使用研修会



堆肥散布の様子

※総合的病虫害・雑草管理（IPM）

人に対する健康リスクや環境への負荷を軽減するため、化学的な防除法だけでなく、耕種的、物理的及び生物的手法を用いて、病虫害や雑草の発生を総合的に抑制すること。

※有機農産物

土づくりをしながら、播種又は植え付けの2年（果樹等では収穫前3年）以上前から化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本として、有機農産物検査認証制度に基づき認定を受けた生産者等の取組により栽培された農産物のこと。

※特別栽培農産物

農産物の栽培期間中、県内の一般的な栽培方法（いわゆる慣行栽培）に比べ、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を5割以下に低減して栽培された農産物のこと。

第5章 施策の展開方向

(6) 多様な雇用人材の確保

【現状】

- ・ 人口減少に伴い、農業労働力の不足が深刻化しています。
- ・ 定植や収穫などの繁忙期が特定の時期に集中することや、他産業との競合のため、地域内での雇用人材の確保や個々の農業者での雇用の確保が難しくなっています。
- ・ 雇用型経営体^(※)が少なく、雇用を前提とした作業となっていないため、被雇用者にとって、働きやすい環境になっていない場合が多く見受けられます。

【課題】

- ・ 地域の内外を問わず農業者と求職者等をつなぐ新たなマッチングの仕組みが必要です。
- ・ 他産業との人材獲得競争の中で、農業分野での就業や農業分野と福祉分野が互いを補い合う農福連携の取組を進めるために、農業の魅力の発信や様々な働き方の提案が必要です。
- ・ 就業条件の整備や労働環境の改善、農家の働き方や雇用に関するノウハウを高め、雇用人材を確保する環境を整える必要があります。

【展開方向】

- ・ 地域の潜在労働力の掘起こしに取り組みます。
- ・ 「農福連携」の取組を拡充します。
- ・ 地域や産地に応じた農業労働力確保の仕組みづくりを推進します。
- ・ 働き方や雇用に対する農業者のスキルアップへの支援を行います。

【成果指標】

項目	基準 (2020)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
人手が足りている農家の割合	55%	65%	70%

※雇用型経営体

雇用を入れて農業経営を行う経営体のこと。

【主な具体的取組】

地域の潜在労働力の掘起こし

- ・ 子育て世代や副業希望者などの求職者に対する広報誌等を活用した様々な働き方などの提案
- ・ スマホアプリやインターネットを活用した農業者や求職者が利用しやすいマッチングシステムの普及促進

農福連携の取組拡充

- ・ 各地域に設置するモデルを活用した取組拡大と農福連携コーディネーターによる支援の強化
- ・ 地域の農業者や関係機関を対象とした啓発活動の強化
- ・ 簡易トイレ、休憩用テントのリース費用の補助等、農福連携に取り組む農業者の就業環境整備に対する支援

地域や産地に応じた農業労働力確保の仕組みづくり

- ・ 繁忙期が特定の時期に集中するたまねぎや果樹等の大規模産地における派遣人材や外国人材の活用
- ・ スマホアプリ等を活用したより効率的な求人求職のマッチング手法の導入

働き方や雇用に対する農業者のスキルアップ

- ・ 農業者を対象とした労働環境や就業条件の整備等に関する研修会等の開催
- ・ 労務管理や効率的な作業改善のスキル習得に向けた支援



スマホアプリ等を利用した新しい労働力確保



農福連携の取組拡充

第5章 施策の展開方向

(7) 地域の営農ビジョンを実現する基盤整備の推進

【現状】

- ・ 担い手への農地の集積^(※)は進んでいますが、まだ多くの農地は分散しており、担い手への集約^(※)が進んでいません。
- ・ これまでに整備した農業水利施設が更新時期を迎える一方で、農業者の高齢化や減少が進んでいることから、維持管理に対する負担感が増加しています。
- ・ 農家の減少に伴い、農業水利施設等を管理する土地改良区^(※)の運営や経営が脆弱化しており、施設の適切な管理が困難になりつつあります。

【課題】

- ・ 担い手への農地の集積・集約を進めるためには、担い手のニーズに合った基盤整備が必要です。
- ・ 地域の実情や地域農業の将来を見据えた農業水利施設の再編整備が必要です。
- ・ 農業水利施設の管理を適正に行えるよう、土地改良区の運営体制を強化する必要があります。

【展開方向】

- ・ それぞれの地域の担い手のニーズに合った農業生産基盤の効率的な活用に向けて、農地や農業水利施設の再編整備などを推進します。
- ・ 農業水利施設の適切な管理に向けて土地改良区等の管理体制の再構築を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
農地・農業水利施設の効率的な活用に取り組む地区数（累計）	18 地区	56 地区	83 地区

※農地集積

地域の中心となる農業経営体（担い手）へ農地を集めること。

※農地集約

農地が分散している状況を解消し、まとまった農地利用を図ること。

※土地改良区

土地改良法に基づき、かんがい排水事業やほ場整備事業で造成された施設の管理などを行っている公法人。

【主な具体的取組】

農地・農業水利施設の効率化に向けた取組の推進

- ・ 地域の担い手や農業法人など多様な担い手への農地の集積・集約に向けた基盤整備の推進
- ・ 地域の実情や地域が目指す農業の将来像に合わせた農業水利施設の再編整備の推進

農業水利施設の管理体制の再構築

- ・ 広域的な水利用を担う農業水利施設の更新を契機とした土地改良区等の管理体制の強化
- ・ 農業水利施設を管理する土地改良区の運営体制の強化に向けた経営診断や指導の実施



農地の大区画化による集積・集約



樹園地の整備による集積・集約

第5章 施策の展開方向

2 次世代の担い手の確保・育成

(1) 意欲のある新規就農者の確保

【現状】

- ・ ここ数年、新規就農者数は年間 160～170 人で推移していましたが、令和 4 年は年間目標の 180 人を超え、年間 183 人となりました。
- ・ 地域が主体となって取り組む、「トレーニングファーム^(※)」を県内 5 カ所に設置し、着実に新規就農者の確保が進んでいます。
- ・ 各地域の生産部会において、先進農家がトレーナーとなって就農希望者や新規就農者に対して生産技術等をアドバイスする「トレーナー制^(※)」が徐々に拡大してきています。

【課題】

- ・ 他産業との人材獲得競争の中で、本県農業の魅力や就農に関する情報を広く発信していく必要があります。
- ・ 将来にわたって、佐賀県農業を支える担い手を確保・育成していく必要があります。

【展開方向】

- ・ U I J ターン等の就農を推進するため、幅広いルートから意欲ある人材を確保していきます。
- ・ 新規就農者が地域に定着できるよう、地域の生産部会等が主体となって新規就農者を確保・育成していくシステムの構築を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
新規就農者数	183 人/年	190 人/年	190 人/年

※トレーニングファーム

就農希望者が実践的な栽培技術や経営ノウハウを習得する研修農場のこと。研修生は、座学による基礎知識の習得や栽培実習、模擬経営等に取り組むことができる。関係機関や生産部会など、地域が主体となって就農希望者の募集から研修、就農までを一体的に支援している。

※トレーナー制

生産部会等の先進農家（トレーナー）が就農希望者や新規就農者に対して、栽培技術や経営ノウハウを習得させるための実践研修や指導を行う仕組みのこと。

【主な具体的取組】

幅広いルートからの意欲ある人材の確保

- ・ 県内で活躍する若手農家を取り上げた動画コンテンツの制作等、SNS やメディア等を活用した本県農業の魅力発信
- ・ 新規就農啓発セミナーや就農相談会の開催、移住就農フェア^(※)等への出展による首都圏の就農希望者の呼び込み
- ・ 農業お試し体験研修等の実施による地元での就農希望者の呼び込み
- ・ 農業系高校・農業大学校等との連携による、中高生に対する就農啓発の強化

新規就農者を確保・育成していくシステムの構築

- ・ 生産部会等における「トレーナー制」の導入推進
- ・ 研修会の開催等によるトレーナーの育成
- ・ 「ミニトレーニングファーム^(※)」に取り組む地域や品目、生産部会等の拡大推進
- ・ 「トレーニングファーム」の運営体制の強化
- ・ 中古ハウス等の資産継承システムの構築による就農支援
- ・ 就農後の経営発展に向けたスキルアップ研修の開催やスタディグループ（自主勉強会）の設置



トレーニングファーム研修生



移住就農フェア

※ 移住就農フェア

首都圏等に住む農業経営を始めたい方に対し、全国から自治体、農業法人、就農支援機関など各種団体が一同に多数出展し、移住就農に関する情報発信するイベントのこと。

※ ミニトレーニングファーム

就農希望者が先進農家(トレーナー)から栽培技術を習得するため、トレーナーの圃場に隣接して設置する小規模の研修用施設のこと。

第5章 施策の展開方向

(2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の活躍推進

【現状】

- ・ 平坦地域では、集落営農組織と大規模経営農家が水田面積の大部分を担う生産構造となっています。
- ・ 集落営農組織では、担い手不足等により、組織体制の改善に向けた話し合いが進まない地域が多く見受けられます。
- ・ 中山間地では、農地や農作業を引き受ける担い手が不足しています。
- ・ 経営発展に意欲のある農業者や法人は、規模拡大や雇用型経営の導入、新規品目の導入、6次産業化などの経営の多角化に取り組んでいます。
- ・ 経営発展に意欲的な女性農業者による新たなネットワークづくりや6次産業化などの経営の複合化の取組が徐々に増加しています。

【課題】

- ・ 集落営農組織の法人化を進めていくとともに、法人化した集落営農組織が、継続的かつ安定的な経営体として発展していく必要があります。
- ・ 地域の実情や課題に応じた農地や農作業の受け皿となる担い手を確保・育成していく必要があります。
- ・ 将来にわたって本県農業をリードするような担い手の経営力を一層強化する必要があります。
- ・ 地域の重要な担い手として女性農業者の一層の活躍を推進する必要があります。

【展開方向】

- ・ 集落営農組織の法人化や、設立された集落営農法人の経営発展及び地域の実情に応じた組織発展を推進します。
- ・ 雇用型経営を行う農業法人など、高い経営力を持つ農業経営体の育成を推進します。
- ・ 女性農業者の技術・知識習得等の経営力向上と、地域内外での女性農業者のネットワーク構築を支援し、女性農業者の活躍の場を更に増やしていきます。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
経営の協業化（プール計算等）に取り組む集落営農組織・法人数（累計）	20 組織	28 組織	40 組織

【主な具体的取組】

集落営農組織の法人化や協業経営方式への転換等による経営発展の推進

- ・ 法人化や枝番方式^(※)から協業方式^(※)への生産体制・経理方式のステップアップの支援
- ・ 作付の団地化、機械の共同利用化等による経営の効率化の推進
- ・ 集落内の人材や余剰労力などを活用した新規品目の導入や6次産業化、雇用者を確保した持続性のある経営体制への転換の推進
- ・ 複数集落を範囲とした広域営農法人の設立の推進
- ・ 中山間地域での機械利用組合や農作業受託組織の設立の推進
- ・ 「地域計画^(※)」など、将来ビジョンに基づく、地域の中心となる担い手への農地の集積

高い経営力を持つ農業経営体の育成

- ・ 本県農業をリードする「稼ぐ農業」を実践するモデル経営体の育成・波及
- ・ 中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家と連携した経営発展に向けた取組の推進
- ・ 経営発展に意欲的な農業経営体を対象とした経営発展研修等の開催

女性農業者の新たな学びや交流の場の創出による活躍推進

- ・ 女性農業者の各種研修会への参加促進及びネットワークづくりの推進
- ・ 県段階及び地区段階での女性農業者交流会の開催



集落営農における露地野菜の作付



専門家派遣による農業経営体の経営診断

※枝番方式

構成員個々が自らの機械等を利用して自身の農地で栽培管理を行い、収益については、各構成員の収量・品質等の出来高に応じて配分を行う方式のこと。

※協業（化）方式

集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営し、収益については、構成員毎には算出せず、構成員の作業時間や持ち分農地面積などに応じて分配する方式のこと。

※地域計画

地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（将来の農地利用の姿を示した目標地図を含む）を定めた計画のこと。「人・農地プラン」が法定化され、名称変更された。

第5章 施策の展開方向

(3) 企業・法人の農業参入の推進

【現状】

- ・ 担い手の減少により、未利用・低利用農地さらには遊休農地^(※)の増加が懸念されます。
- ・ 県内でも、企業の農業参入により、園芸をはじめとする収益性の高い農業の展開や、これに伴い地域が活性化する事例が出てきています。
- ・ しかしながら、企業や法人の農業参入・規模拡大の事例はまだ少なく、地域外からの新たな担い手を呼び込み、地域農業を担ってもらおうといった取組も十分には浸透していません。

【課題】

- ・ 担い手にしっかりと農地をつないでいけるよう、地域農業の将来ビジョンの検討やまとまった農地の確保を進めていく必要があります。
- ・ 企業や法人の農業参入・規模拡大に対する地域の理解醸成を図っていく必要があります。
- ・ 農業参入や規模拡大を目指す企業・法人への情報発信を行い、新たな担い手として確保していく必要があります。
- ・ 企業や法人を地域に呼び込むためには、担い手のニーズにかなうオーダーメイドの基盤整備を行っていく必要があります。

【展開方向】

- ・ 企業や法人の農業参入・規模拡大を受け入れる地域等の理解醸成に取り組めます。
- ・ 農業参入等を目指す企業・法人に対する積極的な働きかけや地域とのマッチングに取り組めます。
- ・ まとまった農地の確保や、企業・法人のニーズに合わせた基盤整備に取り組めます。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
集約した農地に新規に参入する企業等の件数（累計）	—	30件	100件

※遊休農地

かつては農地だったが、現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性が低い農地のこと。または、周辺の農地と比較して利用の程度が著しく低い農地のこと。

【主な具体的取組】

企業や法人の農業参入・規模拡大に係る地域等の理解醸成

- ・ 地域外からの参入も意識した地域農業の将来ビジョンづくりの推進
- ・ 企業や法人の農業参入・規模拡大にかかる関係者向け研修会等の開催

企業や法人に対する農業参入・規模拡大の推進

- ・ 農業参入フェアでの企業へのアプローチや県内企業への訪問等による、農業参入や規模拡大の推進
- ・ 企業・法人等と地域との参入マッチングの支援
- ・ 新規参入企業の就農相談、補助事業等の紹介、営農計画作成等への支援

企業や法人のニーズに合わせた農地の確保

- ・ 企業法人の候補地となるまとまった農地情報の収集・整理
- ・ 地域や関係機関等と一体となった農地集約の推進
- ・ 農業に参入する企業や規模拡大を目指す法人のニーズに応じた基盤整備の推進



農地情報の収集及び現地調査



参入に向けた企業とのマッチング

第5章 施策の展開方向

(4) 優良農地の確保・集約

【現状】

- ・ 整備された圃場を生かした効率的な土地利用が行われており、水田の耕地利用率は全国一高い145.9%（R3）となっています。（全国平均93%）
- ・ 平坦地域では、認定農業者や集落営農法人などへの農地の集積は進んでいますが、各農業者等が耕作する農地の多くは分散しています。
- ・ 中山間地域では、農家の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる組織が不足していることから、基盤整備が不十分な農地を中心に、遊休化が進んでいます。

【課題】

- ・ 優良な農地については、新規就農者や認定農業者、集落営農法人、また、企業や農業法人などに集約を図り、より効率的な生産体制を構築していく必要があります。
- ・ 中山間地域では、優良農地のゾーニング^(※)、担い手への集約を進める必要があります。

【展開方向】

- ・ 更なる生産性向上や農業水利施設の再編整備に向け、農地中間管理事業を活用した担い手へ農地の集約を図ります。
- ・ 地域の優良な農地について、担い手への集約を進め、遊休農地の発生防止を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
農地の集積・集約化に取り組む地区数 (累計)	10 地区	56 地区	128 地区

※農地のゾーニング

農業者の意向やほ場条件などを踏まえて、営農活動を継続する農地と、今後は営農活動を行わない農地の選別を行うこと。

【主な具体的取組】

担い手への優良農地の集約や園芸団地の整備の推進

- ・ トレーニングファーム修了生等が入植する園芸団地用の農地集約の推進
- ・ 「地域計画」づくりを通じた市町や農業委員会、農協等との連携による担い手への優良農地の確保・集約の推進
- ・ 農地中間管理事業の積極的な活用の推進
- ・ 企業・法人の農業参入・規模拡大が可能となる農地情報の収集・整理
- ・ 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化や経営発展の推進
- ・ 生産性向上に向けた畦畔除去等の耕作条件の整備の推進

地域の優良な農地の継承及び遊休農地の発生防止

- ・ 農業委員会等による農地パトロール^(※)や所有者不明農地等の有効活用の強化
- ・ 中山間地域における農作業受託組織等の育成
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した農地の集約、基盤整備の推進
- ・ 農業振興地域制度^(※)及び農地転用許可制度^(※)の適切な運用



農地集約の話合い



確保した優良農地での新規就農
(園芸ハウス整備)

※農地パトロール

地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消等を目的として農地法に基づいて行う農地の利用状況調査のこと。

※農業振興地域制度

市町が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域では農地転用が禁止されている制度のこと。

※農地転用許可制度

優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農業上の利用に支障がある農地転用を規制する制度のこと。

第5章 施策の展開方向

II 活力ある農村の実現

活力ある農村の実現

(1) 食や農業・農村に対する理解促進とイメージアップ

【現状】

- ・ 地域の農業や郷土料理などに詳しい農業者を県内の学校などに派遣し、農業体験や交流活動を通じて佐賀の農業や農産物の魅力、農村の食文化などを多くの子供やその保護者等に伝えています。
- ・ 農業・農村に対する県民の理解と関心を深めるため、県産農産物の購入への協力や農村地域での交流活動など、佐賀県の農業・農村を応援していただく方を「さが食・農・むらサポーター」として登録するとともに、「さが食・農・むらサポーター」によるマルシェや交流会の開催などを支援しています。
- ・ 農村地域が有する県土保全機能や文化・景観形成などの多面的機能を理解してもらう活動を行っています。

【課題】

- ・ 農業・農村の魅力アップを目指し、食や農に関する県民の理解醸成を図っていく必要があります。
- ・ 県内での県産農産物の消費を促し、地域活性化にもつなげる地産地消の取組をさらに浸透させていく必要があります。
- ・ 消費者が農村において自然や文化、交流を楽しむ農業体験などの都市農村交流を推進していく必要があります。

【展開方向】

- ・ 佐賀の農業や農村のイメージアップに向けた情報発信やPRを推進します。
- ・ ふるさと先生^(※)の派遣などにより、食や農業・農村に関する理解醸成活動を推進します。
- ・ 県民が地場産の農産物・加工品等に触れる機会を増やし、県産農産物の地産地消を推進します。
- ・ 都市と農村の交流を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
さが食・農・むらサポーター登録数(累計)	3,600件	4,000件	4,600件

※ふるさと先生

県内の幼稚園・保育園や小・中学校等に出向いて、地域の農業や食材、郷土料理などについて教えたり、農業や農産加工の体験を指導したりする農業者のこと。

【主な具体的取組】

- ・ 佐賀の農業や農村のイメージアップに向けた情報発信やPRの推進ホームページや SNS 等を活用した佐賀の農業・農村に関する情報の発信
- ・ イベント等を通じた「さが食・農・むらサポーター」登録の推進

食や農業・農村に関する理解醸成活動の推進

- ・ 「ふるさと先生」の登録及び学校や保育園・幼稚園、子育てサークル等への派遣による食農教育の推進
- ・ ふるさと「さが」水と土探検支援事業の推進

県産農産物の地産地消の推進

- ・ 農家レストランや農家民宿等を増やす取組の推進
- ・ 産地交流やマルシェ等の開催による県産農産物の購入促進

都市と農村の交流の推進

- ・ グリーンツーリズム推進ネットワークづくりによる交流促進及び地域活性化
- ・ 指定棚田地域保全活動、棚田ボランティア活動への支援



ふるさと先生による田植え体験



ふるさと「さが」水と土探検支援事業による農業用施設（水路）の見学体験

※グリーンツーリズム

農山漁村において自然や文化、そこに暮らす人たちとの交流を楽しみながら、ゆっくりと休暇を過ごす滞在型の余暇活動のこと。

第5章 施策の展開方向

(2) 中山間地域農業対策の推進

【現状】

- ・ 中山間地域では、米やみかん、肉用牛など、本県を代表する農産物の産地が形成されています。
- ・ 一方、農地が不整形な上に狭小であるなど、平坦地域に比べ不利な生産条件となっており、遊休農地が増えています。
- ・ また、農家の減少や高齢化などにより、農業生産活動や農村地域を維持する活動を継続するための人材を集落や地域の中だけで確保することが難しくなっています。

【課題】

- ・ 中山間地域農業の発展のため、農業所得の向上に向けた取組の強化が必要です。
- ・ 将来にわたって守るべき農地や、多様な農地利用^(※)についての話し合いを集落で進めるとともに、農地や農作業の受け皿となる組織づくりを進める必要があります。
- ・ 地域内の非農家や地域外の多様な人材の確保につながる取組を進める必要があります。

【展開方向】

- ・ 中山間地域の特色を生かした農業を展開し、生産者の所得向上を図ります。
- ・ 集落での話し合いやビジョン作成を支援し、農地を守る体制づくりを推進します。
- ・ 地域内外の多様な人材による中山間地域の活性化を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
中山間地域農業の活性化に取り組む 「チャレンジ中山間 ^(※) 」の地区数(累計)	—	60 地区	72 地区

※多様な農地利用

省力作物や景観作物の作付け、放牧、鳥獣緩衝帯、計画的な植林など地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組のこと。

※チャレンジ中山間

「未来につなぐ さが中山間プロジェクト」において、市町が選定し、中山間地域農業の活性化に取り組むモデル地区のこと。具体的には、「農業所得の向上」「農業・農村の維持」及び「地域の活性化」に向けた新たな取組を主体的に行う集落や産地等。

【主な具体的取組】

中山間地域の特色を生かした農業の展開による「所得向上」

- ・ 露地野菜の作付推進や果樹農業を担う経営者への優良園地の集積による園芸産地の育成
- ・ トレーニングファームなど新規就農者を確保・育成する体制の整備
- ・ 観光・体験農園や農家民宿、加工品づくりなど中山間地域の資源を活かした農村ビジネスの推進
- ・ 複数品目の作付けや農業＋林業など、中山間地域の特色を活かした多様な農業経営の推進

中山間地域の「農地」を維持する体制づくり

- ・ 将来にわたって守るべき農地のゾーニングの実施と多様な農地利用の推進
- ・ 農地や農作業の受け皿となる農作業受託組織や集落営農組織など農業生産を維持するための体制づくり
- ・ 集落戦略^(※)の作成・実行や広域組織化など、中山間地域等直接支払制度の活用による農地を守る取組の推進
- ・ 地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策の推進
- ・ 農作業の効率化や負担軽減につながるスマート農業の推進
- ・ 効率的な農業生産が行える農地・農業水利施設整備の推進

中山間地域を支える多様な人財による「地域の活性化」

- ・ 他産業に従事しながら、中山間地域において小規模農業や農作業補助に取り組む人材の確保
- ・ 中山間地域と企業や大学、福祉施設等をつなぐ取組の推進による農業・農村関係人口^(※)の創出
- ・ 農泊や農業・農村体験等グリーンツーリズムの推進による交流人口の拡大



中山間地域で稼げる果樹経営の推進



多様な人材による農地を守る体制づくり

※集落戦略

中山間地域等直接支払制度の集落協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いをおこないながら作成する集落全体の指針のこと。

※農業・農村関係人口

特定の地域のファンになって年に何回も訪れる、農産物を購入する、祭りやイベントに継続的に参画する、定期的に農作業や共同活動のお手伝いをする、週末を過ごすなど、様々な関わり方で特定の地域や地域の人々に継続的に関わる人々のこと。

第5章 施策の展開方向

(3) 有害鳥獣被害対策の推進

【現状】

- ・ 有害鳥獣による農作物への被害は、依然として、中山間地域を中心とした農業生産に影響を及ぼしています。
- ・ イノシシによる農作物被害額は、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵^(※)等）の整備延伸や捕獲活動によりピーク時より大幅に減少したものの、近年は下げ止まりの状況が続いています。
- ・ また、カモやカラスなどの鳥類、アナグマ・アライグマなどの中型哺乳類、サルなどの対策が難しい鳥獣の被害が依然として発生しています。

【課題】

- ・ 有害鳥獣による農作物被害を減らすためには、引き続き、鳥獣の種類や被害状況等に応じ、集落や部会などで地域を挙げて「棲み分け対策」と「侵入防止対策」、「捕獲対策」に取り組む必要があります。

【展開方向】

- ・ 地域ぐるみでの被害防止対策の実施を着実に進めます。
- ・ 捕獲対策の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
有害鳥獣による農作物被害額	2.08 億円 (2021)	1.2 億円	0.8 億円

写真等

イノシシの埋却処理の負担軽減のための施設

写真等

イノシシが捕獲されたことを通知する機器

【主な具体的取組】

地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策の推進

< 共通 >

- ・ 県段階や地区段階において関係機関・団体が連携した対策の実施
- ・ 各地域で有害鳥獣対策を推進する「鳥獣被害対策指導員」の育成及び指導力の向上
- ・ 市町や農協、関係課等と連携した集落への地域ぐるみでの取組促進や生産部会への対策推進の働きかけ
- ・ 福岡県や長崎県等と連携した被害対策研修会等の開催

< 棲み分け対策 >

- ・ 集落周辺の農作物残渣等の除去や藪の解消など、有害鳥獣を集落に近づけない取組の推進

< 侵入防止対策 >

- ・ イノシシについては、地域ぐるみでのワイヤーメッシュ柵等の整備の推進
- ・ カモについては、農作物等へ近づけないための防鳥ネットや吹き流し等の設置、ねぐらとなる河川等へのテグスの設置、レーザーやドローン等を活用した追い払いの推進
- ・ アライグマなどの中型哺乳類については、獣種に応じた電気柵やネット等の設置の推進
- ・ サルについては、電気柵やネット等の設置、群れの位置を把握した追い払いの推進
- ・ 整備した侵入防止施設の適切な維持管理徹底の推進

< 捕獲対策 >

- ・ イノシシについては、箱わなやくくりわなによる加害個体の捕獲、捕獲後の処理負担軽減やジビエなど有効利用に向けた取組の推進
- ・ 鳥類については、銃器や大型箱わな（カラス）などによる捕獲の推進
- ・ アライグマなどの中型哺乳類については、小型箱わなを使った農家自らによる捕獲の推進
- ・ ICTを活用した効率的な捕獲^(※)の推進

捕獲対策の担い手の確保・育成

- ・ 狩猟免許取得の推進や若い狩猟免許取得希望者の掘り起こし
- ・ 狩猟免許所有者と免許を持たない補助者からなる捕獲班の設置推進と技術講習などによるフォローアップ

※ワイヤーメッシュ柵

線径5mm程度の縦線と横線を格子状に配列させ、交わった箇所を溶接し、縦幅（高さ）1.2m程度、横幅2m程度に製造したもの。これらを水田や畑などの外周に隙間なく配置し柵を作ることにより、イノシシが水田や畑などに侵入するのを防護する。

※ICTを活用した効率的な捕獲

情報・通信に関する技術を活用した捕獲のこと。設定した頭数の鳥獣が罠に入った時点で自動的に扉が落ちる自動捕獲機器、有害鳥獣がわなにかかったことを捕獲従事者にメール等で通知することで見回りの負担が軽減される捕獲通知機器、わなの設置場所や捕獲実績などを地図で「見える化」するシステムなどがある。

第5章 施策の展開方向

(4) 快適で安全・安心な農村づくり

【現状】

- ・ 農村地域の過疎化、高齢化、混住化^(※)等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・ これまでに整備した農業水利施設が更新時期を迎える一方で、農業者の減少が進んでいることから、維持管理に対する負担感が増しています。
- ・ クリークは経年変化により法面崩壊等が進行し排水機能が低下しています。また、老朽化したため池は豪雨や地震による決壊等のリスクが高まっています。
- ・ 近年、集中豪雨等の自然災害が頻繁に発生しており、県民の暮らしに被害を及ぼすことが懸念されています。

【課題】

- ・ 集落機能を強化するため、地域の共同活動への支援や体制を整備する必要があります。
- ・ 地域が目指す農業に合った農業水利施設の統廃合や再編が必要です。
- ・ 排水機能が低下したクリークや老朽化し危険となったため池の整備が必要です。
- ・ 県民が安心して暮らせるよう、近年頻発する豪雨による浸水被害の軽減対策が必要です。

【展開方向】

- ・ 地域の共同活動に係る支援や効率的な組織運営が促進されるよう活動組織の広域化や統合を進め、農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ・ 農業水利施設の管理の省力化に向けた取組を推進します。
- ・ 農村地域における防災・減災対策を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
多面的機能支払制度 ^(※) により適正に保全管理を行う取組割合(農振農用地に対する取組面積率)	67%	67%	67%

【主な具体的取組】

農地、水路、農道等の地域資源の適正な管理に向けた取組

- ・ 多面的機能支払制度を活用した地域ぐるみの保全活動に対する支援や、活動組織の広域化や統合、土地改良区との連携強化を推進
- ・ 生活排水処理施設などの整備の推進と長寿命化対策の推進

農業水利施設の管理の省力化に向けた取組

- ・ 更新時期を迎えた農業水利施設の整備を契機に、維持管理に対する負担感の軽減を図るなど、将来の地域農業に合わせた農業水利施設の統廃合やスリム化などの再編整備を推進
- ・ 施設を管理する土地改良区等の運営や経営の健全化を支援

農村地域における防災・減災対策の推進

- ・ クリークが持つ用水の貯留機能を回復するとともに、大雨に備えた事前放流による水位の急激な変化に耐えられる護岸整備を実施
- ・ 老朽化し危険となったため池や耐震・豪雨対策が必要なため池の整備を推進
- ・ 田んぼダム^(※)及びクリークや農業用ダム、ため池の事前放流等の取組を推進
- ・ 地すべりが発生している地区やその危険が予測される地区について、被害の未然防止対策を実施
- ・ 海岸堤防については、高潮被害が発生する危険性が高い個所や、計画堤防高までの整備が遅れている箇所から堤防嵩上げに取り組むなどの重点的な整備の推進



地域ぐるみの保全活動（農道の草刈り）



整備されたクリーク

※混住化

農業集落において農家と農家以外が混在していること。

※多面的機能支払制度

農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を維持・発揮するために行われる地域の共同活動に対する支援のこと。

※田んぼダム

田んぼの排水口に切り欠きの入ったせき板設置し、大雨時に田んぼからの水の流出を抑制することで一時貯留し、田んぼがダムの役割をすること。

第6章 施策の重点項目

農業をめぐる情勢や現場の実情を踏まえて、本計画期間中に特に力を入れて取り組むべき項目として、以下の11項目を重点項目に位置づけ、取組の強化を図ります。

- 1 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成
- 2 担い手への農地集積・集約
- 3 園芸団地の整備・拡大
- 4 たまねぎの生産拡大
- 5 平坦地での果樹園地の拡大
- 6 「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の拡大
- 7 水田農業を担う生産組織の強化
- 8 多様な雇用人材の確保に向けた体制の強化
- 9 良質な堆肥の利活用の推進
- 10 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化
- 11 「プロジェクトIF」の推進

～災害に強い農業・農村づくり～

第6章 施策の重点項目

1 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

【展開方向】

新規就農者が地域に定着し、経営発展することにより、次世代の新規就農者の模範や指導者としての役割を担うことで、新たな新規就農者を呼び込むといった好循環を目指します。

【主な具体的取組】

就農希望者の掘り起こし

- ・ さが農業の魅力を伝える動画やパンフレット等の PR コンテンツの制作
- ・ インターネット動画共有サイト、SNS、メディア等を活用した情報発信
- ・ 大手人材・広告会社等と連携した就農相談特設 HP の開設
- ・ 首都圏等で開催される就農フェアへの参加、地域における就農セミナーや体験研修等の開催

就農希望者の受入体制の整備

- ・ 先進農家の圃場で一緒に作業を行いながら栽培技術や経営ノウハウ等を指導する研修体制（トレーナー制）の取組の拡大
- ・ 地域の先進農家をトレーナーとして、トレーナーの圃場近くに研修施設を整備し、栽培技術や経営ノウハウを指導する研修農場（ミニトレーニングファーム）の整備

就農先の確保支援

- ・ 新規就農者の農地確保や初期投資抑制等に寄与する園芸団地の整備
- ・ 新規就農者の初期投資負担を抑えるため、地域において中古ハウスや遊休ハウスの情報を共有し、マッチングする体制の構築
- ・ 生産部会等で中古ハウスを維持管理し、研修終了後に速やかに継承できるシステムの構築



就農啓発セミナーの開催

写真選定中

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
新規就農者数	183 人/年	190 人/年	190 人/年

第6章 施策の重点項目

2 担い手への農地集積・集約

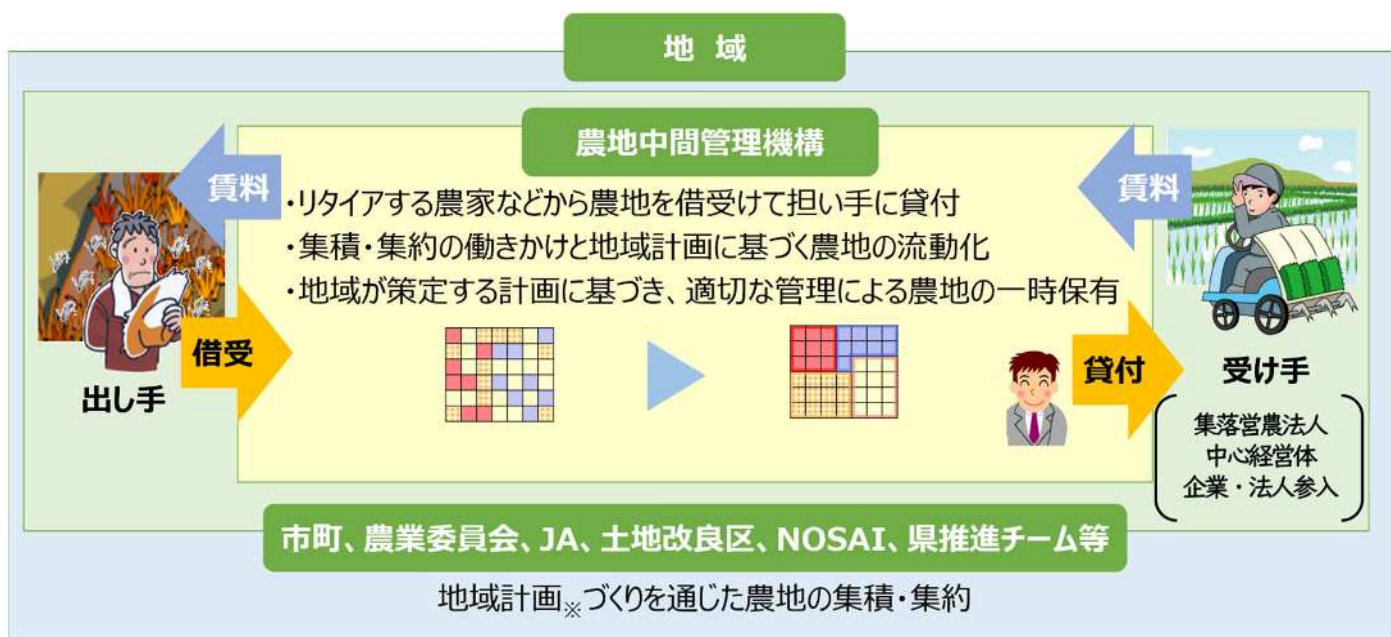
【展開方向】

農作業の効率化による担い手の経営発展や地域農業の持続的発展のため、市町や農業委員会、農協、農業公社等と連携し、優良農地のゾーニングや農地中間管理事業を活用したまとまった農地の確保などにより、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、生産性向上のため農地の大区画化に向けた取組等を推進します。また、優良園地や畑地を集積・集約し農業水利施設の維持管理の効率化を推進します。

【主な具体的取組】

担い手への農地の集積・集約の推進

- ・ 地域計画づくりを通じた市町や農業委員会、農協等との連携による多様な担い手への農地集積・集約の推進
- ・ 農地中間管理事業の積極的な活用の推進
- ・ 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化の推進
- ・ 農地集約に伴う農業水利施設の再編整備の推進
- ・ 生産性向上に向けた畦畔除去等の基盤整備の推進



【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
農地の集積・集約に取り組む地区数 (累計)	10 地区	56 地区	128 地区

第6章 施策の重点項目

3 園芸団地の整備・拡大

【展開方向】

産地の拡大・発展に向けて、地域内外からの新規就農者の受け皿だけでなく、一括発注による施設整備費の低減などのメリットがある園芸団地の県内各地への整備を推進します。

【主な具体的取組】

農地の確保

- ・ 市町や農地中間管理機構など関係機関と連携した一定規模のまとまった農地の確保
- ・ 果樹の園芸団地整備に係る新規就農者向けの事前園地整備（未収益期間の解消）

入植者の確保

- ・ トレーニングファーム（TF）などとの連携による新規就農者の受け入れの仕組みづくり
- ・ 就農啓発セミナー等の開催や、移住就農フェア等への出展による積極的な入植者の呼び込み
- ・ 規模拡大志向農家の園芸団地入植の促進

園芸団地の整備・運営に対する支援

- ・ 各種補助事業等を活用した基盤、施設・設備の整備に対する支援
- ・ 新規就農者等を対象とした園芸団地入植者への濃密な技術指導



産地の維持・発展に寄与する園芸団地



TF と一体的な園芸団地（イメージ）

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
園芸団地の整備数（累計）	4 地区	21 地区	27 地区

第6章 施策の重点項目

4 たまねぎの生産拡大

【展開方向】

本県の主要品目であるたまねぎの生産拡大に向けて、需要に応じた高品質なたまねぎの安定生産、集荷の省力化体制の整備や大規模農家育成、労働力補完の仕組みづくりを目指します。

【主な具体的取組】

高品質たまねぎの生産

- ・ 中晩生作型の作付推進などによる市場の需要に応じた作型分散
- ・ 貯蔵性の高い品種の選定や需要に応じた規格の生産推進

病害対策等による収量増加

- ・ べと病の省力化防除体系及び貯蔵腐敗等の病害対策の確立・普及
- ・ 持続的な生産に必要な圃場の排水対策や土づくりの推進

作付面積の拡大

- ・ 生産部会と連携した増産運動の展開
- ・ 大型コンテナによる省力集出荷体制の整備や省力化機械の導入などによる規模拡大の推進及び大規模農家の育成
- ・ 他産業や求職者とのマッチングによる労働力補完の仕組みづくり
- ・ 収穫や集荷の作業受託の組織づくり及び大型機械の導入に対する支援



大型コンテナを活用した収穫、乾燥、貯蔵体制の整備

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
たまねぎの作付面積	2,100ha	2,508ha	2,750ha

第6章 施策の重点項目

5 平坦地での果樹園地の拡大

【展開方向】

果樹産地の拡大に向けて、地域での話合いによる園地の流動化を進めることで、果樹団地の園地を確保するとともに、水田等の平坦な圃場での果樹園地の整備や、高品質果実生産及び省力化が図れるみかん根域制限栽培の整備を推進します。

【主な具体的取組】

園地や新たな担い手の確保

- ・ 地域の話合いなどに基づく後継者の確保や継承園地リストを活用した園地継承の促進
- ・ 果樹版トレーニングファームなどの整備による就農希望者の受け入れ体制づくり
- ・ 大規模果樹農家や法人による園地の集積及び担い手への「のれん分け」の推進
- ・ 生産部会や集落等による新規就農者の入植園地の事前整備の推進
- ・ 果樹を主体とした企業・法人参入の推進

平坦な圃場での果樹園地の整備

- ・ 水田の畑地化などによる平坦で作業性の高い果樹団地の整備拡大
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した担い手に対する団地の集積・集約や基盤整備の推進
- ・ 根域制限栽培の更なる省力化技術の開発
- ・ 根域制限栽培を行う生産者への園地造成や栽培に対する濃密な技術指導
- ・ 新規就農者等を対象とした果樹団地入植者への濃密な技術指導
- ・ 他産業や求職者とのマッチングによる労働力補完の仕組みづくり
- ・ 収穫や集荷等の作業を受託する組織の設立、育成



みかんの根域制限栽培園地



水田等に造成された果樹団地

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
平坦地等への果樹の導入面積（累計）	15ha	80ha	122ha

第6章 施策の重点項目

6 「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の拡大

【展開方向】

肥育素牛の県内自給率を向上することで、「佐賀牛」の生産基盤を強化するとともに、輸出に対応した佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の稼働を契機として、「佐賀生まれ、佐賀育ちの佐賀牛」の一層の輸出拡大を目指します。

【主な具体的取組】

「佐賀牛」の生産基盤の強化

- ・ 優良な繁殖雌牛の導入や牛舎等の施設整備の推進
- ・ 繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営の取組推進
- ・ 肥育素牛の生産拠点となるキャトルステーション、ブリーディングステーションの整備推進

「佐賀牛」の輸出拡大

- ・ 佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の輸出認定取得の推進
- ・ EU市場などの新規開拓による佐賀牛の一層の輸出拡大の推進



子牛の預かり施設
キャトルステーション



佐賀県高性能食肉センター
「KAKEHASHI」

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
肥育素牛の県内自給率	30.7%	32.3%	34.5%

第6章 施策の重点項目

7 水田農業を担う生産組織の強化

【展開方向】

水田農業を担う生産組織については、個人主体の営農体制から、構成員の協業による営農体制への転換を推進します。

また、協業経営の基礎となる、農地の集積・集約や作付の団地化、機械等の共同利用、さらに集落等の多様な人材を活かした組織運営や経営の多角化により、持続的で安定的な経営への転換を推進します。

【主な具体的取組】

法人化や協業経営方式への転換などの推進

- ・ 将来ビジョンの検討・改定と実践に向けた支援
- ・ 法人化や、枝番方式から協業方式への生産体制・経理方式のステップアップの支援
- ・ 農地の集積・集約や作付けの団地化、機械の共同利用など、経営の効率化の推進

園芸品目の導入や6次産業化、雇用者の確保など持続性のある経営発展の推進

- ・ 集落内の人材や余剰労力などを活用した園芸品目の導入や、6次産業化など経営の複合化・多角化による経営強化、雇用者を確保した持続性のある経営体制への転換などの推進

協業経営への転換イメージ



【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
経営の協業化に取り組む集落営農組織・法人数（累計）	20 組織	28 組織	40 組織

第6章 施策の重点項目

8 多様な雇用人材の確保に向けた体制の強化

【展開方向】

農業分野における人手不足の解消のため、農業労働力確保に関する支援体制の強化や、地域の潜在労働力の発掘、農福連携など新たな雇用人材の活用に取り組み、多様な農業労働力確保の仕組みづくりを推進します。

【主な具体的取組】

農業労働力確保支援体制の強化

- ・ 「佐賀県農業労働力相談窓口」(R元～、事務局：JAさが県域担い手サポートセンター)のマッチング機能の拡充および県域協議会(「佐賀県農業労働力支援連絡会議」)による関係機関・団体の連携強化
- ・ 地域における農業労働力確保の支援体制の整備

農福連携の取組拡充

- ・ 農福連携コーディネーター等による支援の強化
- ・ 障がい者が働きやすい作業環境の整備
- ・ 県内におけるモデル事例の創出と取組の拡大

地域や産地に応じた労働力確保の仕組みづくり

- ・ モデル地域における農業労働力の需給に関する実態調査の実施
- ・ 派遣人材の活用やスマートフォンアプリを活用したマッチング等、地域や産地に応じた新たな労働力確保システムの実証



農業振興センターでの「農福連携」推進体制の構築



JAパートナー企業によるたまねぎ収穫請負作業

【成果指標】

項目	基準 (2020)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
人手が足りている農家の割合	55%	65%	70%

第6章 施策の重点項目

9 良質な堆肥の利活用の推進

【展開方向】

化学肥料の価格高騰により農業経営が圧迫される中、家畜排せつ物由来の堆肥を活用した資源循環型の営農体系への転換を進めるため、良質な堆肥の生産拡大と耕種農家での利活用を推進し、県内での良質堆肥の利用の拡大を目指します。

【主な具体的取組】

耕種農家のニーズに即した良質な堆肥の生産

- ・ 攪拌装置を備えた堆肥化施設、堆肥保管施設、堆肥ペレット化施設の整備推進
- ・ 堆肥コンクルの開催等による畜産農家の良質堆肥生産に係る意識醸成や耕種農家とのマッチングの促進
- ・ 堆肥中の肥料成分や堆肥の供給可能量等、堆肥供給リストの作成による堆肥の利活用の推進

堆肥利活用の推進

- ・ 堆肥散布用機械等の導入推進
- ・ 堆肥を活用した肥料コスト低減モデル実証試験の実施及び、堆肥活用栽培マニュアルの作成等による利活用の推進

堆肥の広域流通の推進

- ・ 耕種農家等による堆肥散布組織の育成
- ・ 散布圃場近くでの堆肥ストックヤードの整備推進



【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
良質堆肥の流通量	21千t	60千t	100千t

第6章 施策の重点項目

10 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化

【展開方向】

中山間地域の集落や産地が主体的に行う「農業所得の向上」「農業・農地の維持」「地域の活性化」に向けた取組を支援し、未来につなぐ、農業による元気な中山間地域づくりを目指します。

【主な具体的取組】



中山間地域の特色を生かした農業の展開による「所得向上」

- ・ 野菜や果樹、畜産など中山間地域で稼げる農業の推進
- ・ トレーニングファームなど新規就農者を確保・育成する体制の整備
- ・ 農業+林業、複数品目経営、地域資源を活かした加工品づくりなど中山間地域ならではの多様な農業経営の推進



県民の生活を守る中山間地域の「農地」を維持する体制づくり

- ・ 将来にわたって守るべき農地のゾーニングの実施と多様な農地利用の推進
- ・ 農地や農作業の受け皿となる農作業受託組織や集落営農組織など農業生産を維持するための体制づくり
- ・ 中山間地域等直接支払制度の利用推進
- ・ 地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策の推進



中山間地域を支える多様な人財による「地域の活性化」

- ・ 地域内外からの多様な人材の確保や組織づくり
- ・ 農業・農村関係人口の創出
- ・ 農泊や農業・農村体験等グリーンツーリズムの推進による交流人口の増加



【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
中山間地域農業の活性化に取り組む「チャレンジ中山間」の地区数(累計)	—	60 地区	72 地区

第6章 施策の重点項目

11 「プロジェクトIF」の推進～災害に強い農業・農村づくり～

【展開方向】

老朽化等により排水機能が低下したクリークやため池などの整備や、農業水利施設の治水的な活用を推進し、災害に強い農業・農村づくりを目指します。また、浸水想定エリアにおける農業用機械の避難場所の確保や保険加入を推進します。

【主な具体的取組】

「内水を貯める」取組

- ・ クリークの管理者に理解と協力を得ながら、クリークの事前放流の取組を推進
- ・ ダム管理者との連携を図りながら各農業用ダムの流域治水協定に基づく事前放流を実施
- ・ 農家や地域住民の理解と協力を得ながら、ため池の低水管理の取組を推進
- ・ 浸水被害を受けた地域の上流域の農家の理解と協力を得ながら、田んぼダムの取組を推進

「人命等を守る」取組

- ・ 市町や農業団体と連携し、農業用機械の避難場所の確保と保険加入を推進



【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
洪水貯留可能容量 (累計)	21,404 千 ³ m	25,426 千 ³ m	25,928 千 ³ m

第7章 各地域における重点項目の具体的な取組

1 佐賀中部地域（佐賀市、多久市、小城市）

【地域の紹介】

- ・佐賀中部地域は、県の中央部に位置し、有明海に面した佐賀平坦地域、天山松浦山麓地域、佐賀北部中山間地域に大別されます。
- ・平坦地域では共同乾燥施設を核とした米・麦・大豆生産を柱に、いちご、アスパラガス、きゅうり等の施設園芸が展開されています。
- ・山麓地域ではみかんのマルチ栽培を始めとした果樹栽培、中山間地域ではほうれんそう・パセリなどの夏季の冷涼な気候を生かした園芸生産が展開されています。

麦秋の佐賀平野を前面に手前ハウス（団地）、中ほどに赤い屋根のCE、遠方に天山山麓の中山間地帯が入っている写真。

【地域の課題】

- ・管内全域で農業の担い手不足と高齢化が急激に進んでいるため、新規者が就農しやすい環境づくりや既存の園芸農家の規模拡大、それらの受け皿となる園芸団地の整備等を進めていく必要があります。
- ・水田農業の担い手の減少に伴い、将来の水田営農が困難になることが見込まれるため、圃場の排水性向上や基盤整備等の推進と併せ、担い手への農地集約や集落営農組織の強化を図る必要があります。
- ・中山間地域は、担い手不足が特に深刻で、集落内だけでは中山間農業を維持することが困難になってきています。このため、地域の多様な資源や人材を活用しながら、中山間農業を維持するための仕組みづくりを進める必要があります。

【地域の重点プロジェクト】

1. 園芸団地の整備・拡大

- ・トレーニングファームや生産部会（なす、いちご、アスパラガス等）におけるトレーナー制などと一体となった新規就農者の受け入れ体制づくり
- ・就農啓発セミナーの開催などによる積極的な入植者の呼び込み
- ・市町や農業委員会、農協など関係機関と連携した一定規模のまとまった農地の確保
- ・基盤や施設・設備の整備に対する各種補助事業の活用推進
- ・園芸団地入植者（新規就農者等）への濃密な技術指導

2. 担い手への農地集積・集約と経営発展

- ・ 「地域計画」に基づいた、関係機関との連携による多様な担い手への農地集積・集約の推進
- ・ 農地の受け皿なる集落営農組織の法人化
- ・ 農地集約に伴う農業水利施設の再編や基盤整備の推進
- ・ 農地集約を活かすための AI・IoT 等の先端技術を活用した省力機械化体系の導入推進

集落営農組織関係の写真
(検討中)

3. 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化

- ・ 広域営農組織等による地域の農業生産活動の維持に向けた体制作りの支援
- ・ 「地域計画」の策定支援を通じた農地ゾーニングの取組推進
- ・ 水稻の省力・低コスト化技術の推進
- ・ 所得向上に向けた露地野菜等の収益性の高い品目の作付推進
- ・ 農作物被害を軽減する有害鳥獣対策の推進

中山間地域における
取組関係の写真
(検討中)

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
園芸団地の整備数（累計）	0 地区	5 地区	12 地区
農地の集積・集約に取組む地区数（累計）	0 地区	8 地区	22 地区
中山間地域農業の活性化に取り組む 「チャレンジ中山間」の地区数（累計）	—	9 地区	11 地区

第7章 各地域における重点項目の具体的な取組

2 東部地域（鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）

【地域の紹介】

- ・ 東部地域は、県の東部に位置し、福岡県に隣接していることから、鳥栖市、基山町、みやき町では人口が増加して都市化が進んでいる反面、農地や担い手の減少が続いています。
- ・ 平坦地域では、圃場や共同乾燥施設等の生産基盤の整備が進み、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業が展開されており、いちご、アスパラガス等の園芸品目や畜産と組み合わせた複合経営も営まれています。
- ・ 中山間地域では、夏季冷涼な気象条件を生かした施設野菜や果樹、茶等が作付けされています。

産地パワーアップ事業で建設中の
吉野ヶ里共乾施設の完成写真を挿入予定

管内で新たに再編整備された共乾施設
(令和5年5月完成)

【地域の課題】

- ・ 歴史ある産地のいちごやアスパラガスをはじめ、多くの園芸品目で担い手の減少が続いており、農地を持たない就農希望者や規模拡大を考えている農業者の受け皿として、園芸団地の整備が必要です。
- ・ 水田農業の担い手である集落営農法人は、法人の長期的な目標等を定めた「経営発展プラン」の作成と検証により、持続的な運営が可能な体制を整備し、さらなる経営発展を図る必要があります。また、地域の実情を踏まえ、集落営農組織の法人化も進める必要があります。
- ・ 地域農業の維持・発展のためには、新規就農者の確保・育成に加えて、地域の牽引役となるトップレベルの農業経営体の発展支援や、次代を担う女性農業者の育成を図る必要があります。

【地域の重点プロジェクト】

1. 園芸団地の整備・拡大

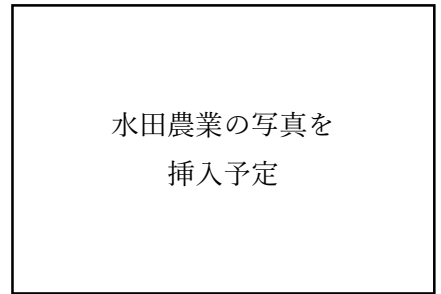
- ・ 関係機関や地域の生産部会等が一体となった園芸団地整備への体制づくり及び園芸団地構想の策定への支援
- ・ 市町や農業委員会との連携によるまとまった農地の確保
- ・ 入植者の負担軽減に向けた園芸施設整備に関する各種補助事業の活用推進

ハウス群の航空写真を
挿入予定

園芸団地（イメージ）

2. 水田農業を担う生産組織の強化

- ・ 市町、農協等と連携した集落営農法人の「経営発展プラン」の策定、見直しに向けた支援
- ・ 運営体制の見直し、規模に応じた農業機械の導入、露地野菜などの新規品目の作付け、協業化等の推進による集落営農法人の経営発展支援
- ・ 集落営農法人の新たな構成員（組織後継者、常時雇用）の確保に向けた支援
- ・ 集落営農組織を含む任意組織の法人化支援



管内の水田農業（仮）

3. 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- ・ 市町、農業委員会、農協、生産部会等と連携した就農相談、やってみようセミナー等の開催による新規就農者の確保
- ・ 生産部会のトレーナーを講師としたトレーニングファームの整備・運営による新規就農者の育成支援
- ・ 生産部会のトレーナー制の強化及びトレーナー制未整備の生産部会への制度設置に向けた支援
- ・ 園芸団地の整備や中古ハウスの斡旋等、就農に向けた出口対策の支援
- ・ トップレベルの経営を目指す農業経営体の発展支援
- ・ 女性農業者の経営力強化に向けた支援



いちごやってみようセミナー

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
園芸団地の整備数（累計）	0 地区	2 地区	4 地区
集落営農法人における「経営発展プラン」の作成及び改定数（累計）	1	2	3
新規就農者数	15 人/年 ^(注)	15 人/年	15 人/年

注) 平成 30 年～令和 4 年の 5 中 3 平均

第7章 各地域における重点項目の具体的な取組

3 唐津・東松浦地域（唐津市、玄海町）

【地域の紹介】

- ・ 唐津・東松浦地域は、県の北西部に位置し、ハウスみかん・中晩柑、いちご、小ねぎ、きゅうり、アスパラガス、花きなどの施設園芸や、露地みかん、たまねぎ、葉たばこなどの露地園芸が盛んで、県内を代表する園芸産地を形成しています。
- ・ 県内最大の畜産地帯として、肉用牛生産が盛んであり、国内外で高い評価を受けている高級ブランド「佐賀牛」の最大の生産地となっています。
- ・ 「上場コシヒカリ」に代表される「実需者ニーズに応じた売れる米づくり」に早くから取り組み、「逢地さがびより」や「天川コシヒカリ」など地域ブランド米の産地となっています。

【地域の課題】

- ・ 営農条件が厳しい中山間地が多いことや高齢化の進行などを理由に農業従事者が減少し、農業産出額も伸び悩んでいることから、担い手の確保に最優先に取り組む必要があります。
- ・ 県内最大の畑地帯である上場地域は、昭和48年度から実施された上場開発事業により、一時は県内でもトップクラスの農業地帯に発展したものの、近年では、担い手の高齢化や減少で、露地野菜などの生産面積が年々減少していることから、露地野菜の新たな栽培者を確保・育成して生産拡大を図る必要があります。
- ・ 「佐賀牛」のもととなる肥育素牛については、6割強を県外から導入していることから、県内自給率を向上することで、生産基盤の強化に取り組む必要があります。

【地域の重点プロジェクト】

1. 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- ・ 就農セミナーや相談会、相談窓口等を通じた幅広いルートからの意欲ある人材の確保
- ・ 新規園芸農家の確保を進める唐津型のトレーニングファームの研修体制の充実
- ・ 新規繁殖農家の確保に向けたブリーディングステーションでの研修体制づくり



いちご就農セミナー



就農相談会

2. 露地野菜の生産拡大

- ・ 既存の個別経営体、葉たばこ廃作者、集落営農組織、企業・法人等、幅広い経営体をターゲットとした作付けの推進
- ・ 定植機や収穫機など省力化機械の導入推進
- ・ 新規の露地野菜生産者の確保・育成
- ・ 大規模露地野菜団地の育成



たまねぎ収穫機械実演会



根深ねぎ定植機械実演会

3. 「佐賀牛」の生産基盤の強化

- ・ キャトルステーション、ブリーディングステーションを核とした肉用牛繁殖基盤の強化
- ・ 繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営の取組の推進
- ・ 先端技術を導入した省力化機械の導入推進
- ・ 耕畜連携による飼料自給率向上の取組の推進



ブリーディングステーション

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
露地野菜推進品目の拡大面積（累計）	132ha ^(注1)	200ha	350ha
肥育素牛の地域内自給率	37% (2021)	40%	42%
新規就農者数	30人/年	30人/年	30人/年

注1) 農業振興センター調べ（たまねぎ、かんしょ、根深ねぎ、かぼちゃ）

注2) 平成30年～令和4年の5中3平均

第7章 各地域における重点項目の具体的な取組

4 伊万里・西松浦地域（伊万里市、有田町）

【地域の紹介】

- ・ 伊万里・西松浦地域は、県の西部に位置し、国見山麓等からなる中山間地域です。
- ・ なしやぶどうなどの落葉果樹生産が盛んで、県内栽培面積の約6割を占めています。野菜はきゅうりの県内有数の産地であるなど施設野菜の生産が盛んです。
- ・ 畜産はブランドとして定着している肥育牛やブロイラーの生産が盛んです。水稻は地域の特徴を生かしたこだわりや物語のある米栽培が定着しています。
- ・ 一方で、ほとんどの品目において、農業者の高齢化と担い手不足が問題となっており、これからそれぞれの産地で何をしないといけないのかをしっかりと考えて、実践に移していく必要があります。

【地域の課題】

- ・ 品目によっては、令和10年度に、部会員の3割以上が80代以上となるなど、新たな部会員を確保していかないと産地が縮小してしまいます。また、中山間地域での米単作地帯では高齢化だけでなく収益低下による離農が進み、遊休農地の増加が危惧されます。このため、多様な担い手確保の仕組みづくりが必要です。
- ・ 高額な施設整備費を抑えるため、基盤・施設整備の一括発注等によるコスト削減が見込め、かつ、新規就農者の就農地の確保が容易になる、園芸団地の整備が必要です。
- ・ 地域農業の将来の在り方が集落内で協議されていないため、多様な地域資源があるにもかかわらず、有効活用されず、人口流出により担い手が減少し続けています。このため、地域の話合いにもとづく中山間地域の特性を生かした農業展開が必要です。

【地域の重点プロジェクト】

1. 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- ・ 販売金額1億円以上の地域をけん引する経営体の育成
- ・ 新規就農者の呼び込み、研修、就農までの一貫した支援体制の整備
- ・ 企業による農業参入の推進及び規模拡大意向者への支援
- ・ 肉用牛一貫経営農家の繁殖・育成技術向上支援
- ・ 園芸団地と連動したトレーナー制度の導入支援

担い手確保関係の写真

(検討中)

2. 園芸団地の整備・拡大

- ・ 園芸団地整備に必要な一定規模のまとまった水田や樹園地の確保支援
- ・ 露地野菜の規模拡大への支援及び水田汎用化のための暗渠排水等の整備推進
- ・ 園芸団地構想の策定及び基盤整備の実施に向けた支援
- ・ 未利用・低利用農地の有効活用に向けた支援

3. 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化

- ・ 継続的な営農システムを構築するための営農組合等の新たな担い手の確保と育成
- ・ 窯業など地域の特性を生かした新たな農業の企画や農村ビジネスの取組の推進
- ・ 冬どりたまねぎなどの畑作物の安定生産による所得向上

きゅうりの連棟フェン
ロー型対候性ハウスと
きゅうりのハウス内の
写真を掲載予定

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
新規就農者数	18人/年 ^(注1)	20人/年	20人/年
露地野菜作付面積 ^(注2)	40ha	57ha	82ha
中山間地域農業の活性化に取り組む 「チャレンジ中山間」の地区数(累計)	—	12地区	14地区

注1) 平成30年～令和4年の5中3平均

注2) 農協系統の作付面積 J A伊万里調べ(たまねぎ、冬どりたまねぎ、ブロッコリー)

第7章 各地域における重点項目の具体的な取組

5 武雄・杵島地域（武雄市、大町町、江北町、白石町）

【地域の紹介】

- ・ 武雄・杵島地域は県の南西部に位置し、地域の北西部は黒髪山、杵島山系が連なる山麓地域、南東部は有明海に面した肥沃な平坦地域が開けています。
平坦部においては、米麦大豆に加えタマネギやキャベツ、レタスなどの露地野菜やイチゴ、アスパラガスなどの施設園芸が盛んな地域であり、県を代表する農業地帯となっています。
- ・ 中山間地域では、キュウリやイチゴ、チンゲンサイなどの施設野菜や肉用牛、養豚、養鶏等の畜産、茶など地域の特性を活かした農業が展開されています。

【地域の課題】

- ・ 全国有数のたまねぎ産地ですが、近年は担い手の高齢化や減少、労働力不足等により生産面積が減少傾向であり、「責任産地」として生産拡大の取組を進める必要があります。
- ・ 産出額向上のためには労働力の確保が不可欠ですが、親類や近隣の知人に頼る従来の方法では労働力の確保が困難になってきており、新たな労働力の確保に向けた取組が必要です。
- ・ 担い手が減少・高齢化していく中、地域農業が維持・発展していくためには、多様な方面から新規就農者を持続的に確保し、しっかりと地域に定着できるよう、経営力の高い農業者に育てていく必要があります。



【地域の重点プロジェクト】

1. たまねぎの生産拡大

- ・ 大型コンテナによる省力集出荷体制の整備や省力化機械の導入などによる規模拡大の推進
- ・ 規模拡大志向農家を対象とした研修会等の開催
- ・ 人材派遣会社や作業受託組織等の効果的な運用方法の検討、労働力補完の仕組みづくり
- ・ 機械導入支援の実施



鉄コンテナに対応した機械化体系の推進

2. 多様な雇用人材の確保に向けた体制の強化

- ・ 農業現場の実態把握調査による繁忙期の労働力不足リストの作成
- ・ 農業者の働き方および雇用に関する意識の改善にむけた啓発活動の実施
- ・ 福祉事業所等との連携、他産業とのワークシェア等の新たな雇用人材の発掘の推進

3. 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- ・ 園芸産地の維持・発展に向けたトレーニングファーム等による新規就農者の受け入れ体制づくり
- ・ 就農相談のワンストップ窓口の周知・連携強化による新規就農者確保
- ・ 就農啓発セミナー等の開催や、移住就農フェア等への出展による積極的な新規就農者の呼び込み
- ・ 園芸団地の整備による新規就農者の確保や規模拡大の推進
- ・ 園芸団地入植者への濃密な技術指導



トレーニングファーム修了生による自主勉強会グループ活動

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
たまねぎ作付面積の拡大（累計）	911ha	1,050ha	1,250ha
多様な雇用人材の導入件数 ^(注1) （累計）	－	15件	30件
新規就農者の確保	39人/年 ^(注2)	50人/年	50人/年

注1）福祉施設や人材派遣会社、作業受託組織等と農家、農協等とのマッチング数

注2）平成30年～令和4年の5中3平均

第7章 各地域における重点項目の具体的な取組

6 鹿島・藤津地域（鹿島市、嬉野市、太良町）

【地域の紹介】

- ・ 鹿島・藤津地域は、佐賀県の南西部に位置し、有明海や多良岳等の山々に囲まれた自然豊かな地域です。
- ・ 平坦地では米・麦・大豆、たまねぎ等の土地利用型作物に加えて、いちご、きゅうり、トマト等の施設野菜や花きが生産されています。
- ・ 山麓・山間地ではみかん、茶、畜産など地域の特性を活かした多様な農業が営まれています。

【地域の課題】

- ・ 農業の担い手が減少、高齢化しており、地域農業が維持・発展していくためには、多様な方面から新規就農者を持続的に確保するだけでなく、しっかりと地域に定着できるよう、経営力の高い農業者に育てていく必要があります。
- ・ 飼料をはじめとした生産資材価格の高騰や農産物価格の伸び悩み、中山間地を中心とした鳥獣被害の増加等により農業経営が不安定になっており、当地域の主力品目である果樹の生産拡大や茶のブランド力強化等に取り組む必要があります。

【地域の重点プロジェクト】

1. 平坦地での果樹園地の拡大と経営の継承

- ・ 水田および基盤整備圃場への根域制限栽培の導入拡大
- ・ 露地みかんにおけるシールドイングマルチ栽培の導入拡大
- ・ ぶどう（シャインマスカット）栽培の導入拡大
- ・ 地域での話合いに基づく園地流動化計画や将来ビジョンの策定支援
- ・ 園地流動化や基盤整備等の推進による担い手への園地集積や園芸団地の整備推進
- ・ トレーナー制度等による栽培技術修得の支援
- ・ 離農、規模縮小者の園地や遊休ハウスを新規就農者へ継承するシステムの構築



基盤整備圃場における根域制限栽培



みかんとの複合経営が進む
シャインマスカット

2. 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- ・ 関係機関との連携によるワンストップ就農相談の実施による効率的な新規就農者の確保
- ・ 生産部会の主導による「トレーニングファーム」及び「トレーナー制度」の運営強化
- ・ 【募集】→【研修】→【園芸団地入植】→【就農定着支援】の体制整備による入口から出口対策までの一体的な取組の実践
- ・ 女性農業者ネットワーク構築と経営への参画推進
- ・ 農福連携等による作業受委託システムの整備



経営管理能力向上のための
新規就農基礎講座



茶の優良品種への改植



茶品評会を通じた消費者 PR 活動

3. 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化

- ・ 優良品種への改植・転換の促進による品質向上と収穫量向上の推進
- ・ 生産性向上に向けた茶園改良、茶園管理機導入や製茶施設改修等の生産基盤強化の推進
- ・ 地域の資源と人材を最大限に活かし、輸出や有機等の市場ニーズに柔軟に対応できる協業生産体制の構築
- ・ 品評会や日本茶アワードなどのコンテスト入賞を通じた消費者認知度の向上とブランド力の強化

【成果指標】

項目	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
新規就農者数	27 人/年 ^(注)	30 人/年	30 人/年
平坦地域等への果樹の導入面積(累計)	10ha	32ha	56ha
中山間地域農業の活性化に取り組む 「チャレンジ中山間」の地区数(累計)	—	13 地区	15 地区

注) 平成 30 年～令和 4 年の 5 中 3 平均

農業生産の目標等

(1) 農業経営体数 (単位：経営体)

項目	基準 (2020)	予測 (2026)	予測 (2032)
農業経営体数	14,330	10,700 程度	7,700 程度

(2) 農業産出額 (単位：億円)

項目	基準 (2021)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
農業産出額	1,206	1,480	1,590

(3) 食料自給率 (単位：%)

項目	基準 (2020)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
カロリーベース	85	101	103
生産額ベース	151	163	170

※本県の農業生産の目標値を基に、国の計算方式を用いて算出

(4) 作付面積・飼養頭羽数

(単位：ha、頭、千羽)

区分		基準 (2021)	中間目標 (2026)	目標 (2032)	
園芸	野菜	いちご	160	175	190
		きゅうり	153	190	200
		トマト	65	85	90
		アスパラガス	120	125	130
		たまねぎ	2,100	2,520	2,750
	果実	れんこん	454	470	510
		露地うんしゅうみかん	1,974	2,030	2,030
		ハウスみかん	116	130	130
		なし	184	210	210
		花き類(切り花)	102	125	130
茶	670	700	700		
畜産	肉用牛	繁殖	10,000	11,120	12,330
		肥育	36,600	36,800	37,280
	乳用牛	1,650	1,840	2,340	
	豚	82,600	84,300	86,380	
	採卵鶏	230	240	260	
	ブロイラー	3,637	3,800	3,990	
農産	主食用米	22,800	21,800	21,400	
	飼料用米	605	1,200	1,500	
	非主食用米	416	600	700	
	麦類	小麦	11,600	12,100	12,000
		大麦・裸麦	10,219	9,900	10,000
大豆	7,850	8,000	8,000		

参考

(5) 生産量

(単位：t、千本、千鉢、頭、千羽)

区分		基準 (2021)	中間目標 (2026)	目標 (2032)	
園芸	野菜	いちご	7,380	9,330	10,500
		きゅうり	14,800	18,620	19,810
		トマト	3,470	4,675	5,400
		アスパラガス	2,520	2,770	2,990
		たまねぎ	100,800	138,490	151,250
	果実	れんこん	6,450	8,460	9,110
		露地うんしゅうみかん	40,360	42,300	44,660
		ハウスみかん	6,540	7,100	7,300
		なし	3,900	4,620	4,620
		花き類 (切り花)	31,000	38,000	39,500
茶	1,229	1,280	1,320		
畜産	肉用牛	繁殖	8,298	10,150	11,590
		肥育	21,836	22,080	22,420
	生乳	14,046	16,400	19,800	
	豚	103,768	112,350	122,640	
	卵	5,415	5,650	5,890	
	ブロイラー	17,292	18,070	18,940	
農産	主食用米	116,300	117,700	115,600	
	飼料用米	2,946	8,000	11,410	
	非主食用米	2,026	2,900	3,300	
	麦類	小麦	56,700	60,500	60,000
		大麦・裸麦	46,800	39,600	40,000
	大豆	7,540	17,500	19,000	

さかの食と農を盛んにする県民条例

平成 17 年 3 月 24 日

佐賀県条例第 52 号

改正 平成 17 年 12 月 19 日条例第 74 号

さかの食と農を盛んにする県民条例をここに公布する。

さかの食と農を盛んにする県民条例

農業は、生活に必要な不可欠な食料を生産し、私たちの生命を育むとともに、土と水を守ってきた。

農村は、緑豊かな自然環境のもとで、地域の伝統及び文化を継承し、人間性豊かな暮らしを育むとともに、休養や教養の場を提供し、地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしてきた。

私たちのふるさと佐賀は、北に玄界灘、南に有明海という 2 つの異なる海を持ち、また、豊かな緑と美しい棚田を抱えた脊振山系や多良岳山系などの中山間地とクリークが縦横に走る肥よくな佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業の盛んな県として発展してきた。

私たちは、生命と暮らしの根幹である「食と環境」を支える農業及び農村を県民の貴重な財産として、次の世代に引き継いでいかなければならない。

しかしながら、近い将来に、世界の食料需給がひっ迫することが懸念される中で、輸入農産物の増加や食料消費の変化、農業就業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このため、将来の農業経営や日々の安全な食料の確保が危惧されている。

そこで、県民の貴重な財産である本県の農業及び農村の魅力と活力を再構築するために、国づくり、地域づくりを支えているのは農業及び農村であり、食の安全と環境を守り、地域おこし、地域の活性化のためには農業及び農村を大切にしていかなければならないことを、県民 1 人ひとりの基本認識として、農業及び農村を振興していくことが重要である。

このようなことから、本県における農業及び農村の振興に関して、県、市町、農業者、農業関係団体及び地域住民が果たすべき役割や方策を明らかにするために、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本県における農業及び農村の振興に関する目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた推進方策を示し、農業及び農村並びに食に対する県民の理解を深め、農業及び農村の振興を図ることを目的とする。

(農業及び農村振興の目標)

第 2 条 県は、次に掲げる目標のもとで農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 県民に安全で安心な食料が安定的に供給されるとともに、食の重要性について県民の理解が深められること。
- (2) 次世代の農業者を育成しつつ、環境に十分配慮しながら、自立したゆとりある農業経営が将来にわたり持続的に営まれること。
- (3) 農村に住む人が快適に生活できる環境を整えるとともに、県民をはじめ国民へのやすらぎ空間の提供、文化の継承、水源のかん養、景観の保全等、農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されること。

(県の責務)

第 3 条 県は、農業及び農村の振興に向け、国、市町、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 県は、市町が農業及び農村の振興に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、国に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(平 17 条例 74 ・ 一部改正)

(市町の役割)

第 4 条 市町は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

(平 17 条例 74 ・ 一部改正)

(農業者及び農業関係団体等の役割)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自立的な農業経営の展開及び消費者に信頼される安全・安心な農産物の生産を行うこと等により、農業及び農村の振興に自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 食品関連事業者等は、県産農産物の利用を推進すること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、食生活の重要性を認識し、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深めるとともに、県産農産物の消費及び利用を進めること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(食料消費に関する施策の充実)

第7条 県は、県民が安心して食料を消費できるように、食品表示の適正化、栽培方法に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずることにより、食料の安全性の確保及び品質の改善が図られるよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第8条 県は、県民が県産農産物への理解を深めるとともに、良質で安全な県産農産物を適正な価格で消費できるよう、県産農産物の生産及び流通体制の整備を図り、地産地消の推進に努めるものとする。

(競争力のある農産物づくり)

第9条 県は、地域の特色を生かした高品質で競争力のある農産物づくりのため、生産性の向上、消費動向に対応した生産の推進等に努めるものとする。

(農業技術の向上)

第10条 県は、農業技術の向上を図るため、国、大学、民間等との共同研究、営農現場と連携した試験研究等を行うことにより、県独自の新技术・新品種の開発と普及に努めるものとする。

(農業及び農村の情報化の推進)

第11条 県は、効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、農業者が情報通信技術を積極的に利用できる環境の整備に努めるものとする。

(農産物の付加価値向上のための他業種との連携等)

第12条 県は、農産物の付加価値を高める農産物加工等を推進するため、農業と他業種との連携等による地域における農業を核とした新たな産業の創出及び総合産業化（生産から加工、流通、販売までにわたり農業経営を総合的に展開していくことをいう。）が図られるよう努めるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第13条 県は、環境と調和し、持続的に発展する農業を確立するため、減農薬栽培、減化学肥料栽培及び有機栽培による農法等を推進し、農業の自然循環機能の維持増進が図られるよう努めるものとする。

(観光業等に関する団体との連携)

第14条 県は、農業及び農村に関する施策を効果的に推進するため、観光業、商工業等に関する団体との連携に努めるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第15条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者の農業技術及び経営方法の習得の促進等に努めるものとする。

(地域営農の推進)

第16条 県は、地域における営農の維持及び発展を図るため、集落等を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に努めるものとする。

(男女共同参画の促進)

第17条 県は、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、男女が農業経営及びこれに関連する活動に共同して参画できる環境の整備に努めるものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第18条 県は、地域の農業において、高齢農業者が長年の経験により培ってきた知識及び技術を生かして、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境の整備に努めるものとする。

(生産基盤の整備等)

第19条 県は、農地及び農業用水を確保し、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の利用の集積及び農地の効率的な利用の促進に努めるものとする。

(土地改良施設の適正な維持・管理)

第20条 県は、農業生産の安定を図るため、農業用排水施設等土地改良施設の維持・管理が適正に行われ、その機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

(クリークの整備等による県土の保全)

第21条 県は、県土を保全し、農業生産の安定を図るため、クリーク、ため池、海岸等の整備及び地盤沈下対策の推進に努めるものとする。

(農村環境の整備等)

第22条 県は、美しく豊かな農村の環境を保全し、農村の住民が農村における生活の豊かさを享受できるように、自然環境等に配慮しながら、生活環境の整備等を推進するとともに、農村の伝統及び文化が継承されるよう努めるものとする。

(中山間地域等の振興)

第23条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的振興を図るため、地域の特性を生かした農産物の生産、販売等を通じた農業その他の産業の振興に努めるとともに、当該地域において、農業及び農村の有する多面的機能が確保され、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、生産基盤及び生活環境の整備等に努めるものとする。

(都市と農村の交流の推進)

第24条 県は、農業及び農村の果たす役割に対する理解と関心を深めるため、地域資源等を活用した都市住民との交流の推進、農産物の都市住民への直売等に対する支援、情報の発信等に努めるものとする。

(県民の理解の促進)

第25条 県は、食に対する正しい知識並びに農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解と関心を深めるため、食及び農に関する教育の推進等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 県は、農業及び農村に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第27条 知事は、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県内農産物の生産目標、農地の有効利用その他農業及び農村の振興に関する主要な目標

(2) 前号の目標の達成のための主要な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興のために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、佐賀県農政審議会及び県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業の実施状況等の報告)

第28条 知事は、基本計画に基づく事業の実施状況等を、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第74号)

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

白紙ページ



<http://www.pref.saga.lg.jp/>